藩翰譜

四中

和書門
類 八九九四 號
一九一 函
一〇 架
三七 冊

内閣文庫
和書 類
八九九四 號
三七 冊
一五五 函
八 架

内閣文庫		
番號	和	8994
冊數	37 (	3)
函號	155	59

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

元老院圖書記

日本政府圖書

藩翰譜　四之中

大久保　石川　鳥居

内藤　植村　安部

渡邊

藩翰譜　巳中

大久保　所治烏忠佐

相模守藤原忠隣は粟田関白道兼公五代の後胤
下野の国の住人宇都宮左衛門尉朝綱か末葉也後醍醐
天皇の御時朝綱か九代の孫美濃将監泰藤官軍に
志さし有て新田左中将義貞に従ひまいらせしか後越前
の国をおちて三河国に来り住し宇津入道蓮昌と
名のる　並今泰藤と者ありし朝綱子孫宇都宮何某新田世良田
の人々と同しく後醍醐天皇の御子中九の宮子良親王

の御子良王と申しける宮は永享十年鎌倉にて
執事上杉にせめられ出されけるが下野国
乃城をおち信濃の国東信山部に忍びおはし同
七年はじめ三河国へうつされて並松の郷に
しのびて小瀬場をおとしられ世良田桃井の人々
二十一人相ともなひて御犯ありそのみにこれにむかへ
宇津を御供して三河までも入まいらせられし
尾張の国津島奴野の城をうしなひ帰られける御流の人々
もとは尾張三河の国をふせぎ内より出で宇都宮
一族同き東四郎忠成三河の本大久保をいふなり
その名字改めて大久保と名のる又三河の前本に
すむ相山の大久保と云一流あり又駿河の者にも
阿りとこそ○按するに此説の志るさる宇都宮ならん
後大久保と名乗らし事に深く沿はる
されし家はつくらず本のに阿らまじいてこれを蓮華

註二
家康公御先祖
御時に三河国
人大久保と云
初めより三河守
事にしたかひ
親子ともに
大久保と称せし
又世系の御く
まつりしを述

四代の孫宇津野八郎忠与尉某として松平和泉入道殿に
仕ふ（御諱信光）此後子孫永く当家譜代の侍といはれ
けり其子左衛門尉忠与其子左衛門五郎忠武（忠武其初て）
の男は駒喜城を御預り（大久保と名乗りけり）宇津小尚之の仁人松平源五郎忠安
三河をしくもうらはなれて山中の地ども伊勢東
三河をもくもうらはなれしとて和泉入道殿四代の御孫
安祥二郎三郎殿（御諱清康）十三にして御父蔵人殿此
（御諱信忠）ゆづりうけ給ひ安祥の城を保しめ給ひ
いとわかき御よはひにて岡崎といふ所しく十六
歳の御時山中の城を攻給ひ家郎氏の

まし〳〵し大久保忠俊も相従ひけるとぞ申しつたふる　此ときまで
此の人々はいまだ御幼稚にわたらせ給ひし故はじめ
けしからぬ事申しかけて大永六年六月に
けしく取かけ此御勢をもつて山中の城をとらせ
給ふ是によつて岡崎の城を攻めらるべしと
皆々深溝の松平大炊助殿は是より先に御出仕ありて
岡崎城を守りありて二郎三郎殿忠武と号して御ゆるし
切莫大の恩賞を請給ふ事もなし中にも忠武
それて忍びて忠は守りてしかも人々皆
一ちに命を地下にし東文字を遺しおかれの
ひへきと申す二郎三郎殿守りをはじめ切なる事に成り業に
守と一人を切と其功を以て忠と称せん
ため也此旨を御言葉にこそ申し伝ふ　かく其節
御事ありけれども此国にて[illegible]つき[illegible]人々は
老やしなひの料にとて知行をくださる[illegible]
[illegible]しといふ　忠武天文十二年二月卒す
男子四人嫡男は新八郎忠利　始は[illegible]と申し　二男
[illegible]次郎左衛門忠次　忠次が子[illegible]定次[illegible]利政と申して常源と号す
[illegible]河説四郎左衛門忠政と申し　武八郎とも
太郎左衛門忠員　始は平右衛門と号し[illegible]相模守忠隣の祖父也　三男甚四郎　四男治右衛門
忠久とも申す　家の系図には忠武の子息をしめて大久保と名のる
[illegible]や　○按ずるに山中の城をとりしは大久保が
家伝のことを切りて
いしかはしかも二郎三郎殿御世をさしと

なひ給ふ大納言家（御諱広忠はじめ千松丸殿と申す）九歳にて十歳なり
けるを内膳正信定（出雲守長親の二男ニて広忠殿の叔父）邪謀の謀を
出しまいらせて御家をうばいとらむとす。安部大蔵と好て
御家人が皆是に同心し大久保兄弟はじめの忠臣ども
ますます安部伊勢の国より駿河の玉島にかくれ給ひ今川殿
とよしみありて竹千代君軍勢をもよほして三河国牟呂城
城に入り給ふ（天文四年三月廣忠殿伊勢の神戸よりかくれ給ひし事ありて同五年より同じ牟呂の城にいらせたまひし）内膳正信定思ひよらぬ
事になりければ大久保兄弟に心をあはせて新八郎
忠利とやらいふもの八幡の神前にて二心なき起請をなし

此の起請文と一同に大久保の者どもはかりごとをなし忠利
今すでにたちかへり給はんには御家人が皆忠節を追へ
おのおのまいるべき旨をさとしかなへて牟呂の城に参集
せられぬ事として時を得て後にのちにとて及ぶ
ゆるしてまつり牟呂の城より謀叛し思ひ給ふ御一門
乃人々を始め諸事の御家人皆供奉し天文六年
五月晦日岡崎の城をうばひかへし内膳を追出し給ふ
（此時大久保が物語に内膳正信定入道が因に十二年記に云とかやこの城をうつし大久保が武大功の二つ）
乃ち安祥の城主（此時まで世にしたがひ）蔵人信孝罷出て百弊役をかなへ
信孝大いに恨みて今川殿につきてあやまちをかなへとや

抑んとて岡崎殿（にはいり給ひ大将て／家の四郎なり）かの見所かうかうし
とて出立給ひて信孝深くうらみありしと云部して
軍せんとて此信孝は安祥殿の城守岡崎殿此
伊勢又は尾請せさせまいらせて頭をして甚四郎（貞末）
河合蒲久又助と諸ミふ落て兄弟の侍ゆゑ今
織田信孝は家中あまたありし主君の御為て諸兵に
あるふ事やいそて反逆の人に合ふまじくして此君
はかりへきいさ国崎に参るへしといひし大将も
田に岡崎殿も地あり信孝渡せを出して軍
せんとありひつも今はいふとかくいひて諸軍

然るを七歳と申し尾張の国みちつき御内儀侍
信秀の後室（信長殿の／父なり）信秀大に悦ひ信孝を安祥内
まもる三河の国よりむかへてこれしとふ志ん人質殿
今川のかりかせて取んとて遠河殿後に人質とあり
行上駿河の手にあやまれありしに忝て田原戸田
心かはりして竹の君信秀にまゐらせて道ありし
いかがあれして岡崎殿かに道まもり給ひ備後守信秀
とらせね（これなき悲人／信孝も討取れし）今川殿いかりして竹の君を
返さんとて天文十八年十一月安祥の城を攻破り
信長殿の舎兄三郎五郎信広をとりこにし浅川殿

扨又大久保か一族信廣と遠て何ゟ参とむ之[?]
まつり毎　[此事の始終保永法師か語く詳也世ふ傳ふる詩紀上ハ此を号申候殿は在世の中ふ書く志るされおやまれる傳ふ]　い治之良徳川殿の御家人今川乃
保従ふ志てとそ　[此時徳川殿は御稚也故家ふてとそ見へし]　尾張の国城の
城とせむ新八郎大刑喜四郎太夫太夫か嫡子七郎
左衛門左世又子以久守をもきりまき七人さいけしてある
名とおもうそ　[阿部四郎五郎　杉浦八郎五郎　河合甚刀同丹是ハ凡七人城にの城七申継てとられしまて。按此うち阿部甚四郎五郎しるへし大久保か久守なるへし]　同き二年の正月徳川殿
御軍始のまめ　[御年十三歳也]　三河国梅か坪の城とせんとて廣
瀬の城ふむかうそ七ふ左衛門大世城田殿の前又清田

岳康卿とらうらうと是より以後大久保か一族清康より
徳川殿ふ志らひて軍ひさ状とかさねられて以来中越く
三河の国大呼清康ふあらせし小形羅生多の状此比より
不思議の大変出来て国中のあれに隣郡まで大人ハ
常ふ俵持といふ所く上宮寺しかも本證寺此ほ
従徳川殿くそむきまつりしぼう年汁窓のをもふふ
謀人合せ清つ宗の御人等他縦し吉良義昭を大将ふ
なしそて東條の城く籠し入て国中の一揆等と
呼就て徳川殿宗徳の人々をかして一向宗の教
清け[?]事年[?]ふ讃寺此家人ふ[?]

然者北條殿よりあしかゞ殿を宗とあふいて彼逆臣
よこしまなる北條請文とゝめて其身を下として
従ひ給ひける北條殿は本より金銀を掠取せ
の思ひいつも御心をはなれず申ける君又現當
の為まことの事出来の大恩を未来永劫と頼みたる
事頼もしきにつけても北條の譜代相傳の
主君を殺さんとするもいづれも御内の被官も権勢せ
まんと一同して國を兄弟とはかられ我をとらんとし
折つきて都合侍八百餘人皆手をかへてそこそこに此
所にても大久保か一族親類のちなみにてかくれなし

侍家北條しみをとゞめて一人ものこらずうしなはれて
上和田にて要害をかまへ持者ともを集めて申し
せめたゝかひしかども年々を重ね候へば七年正月
十一日上和田の合戦に郎等八百人大将は討られ入道
常源か子なり　宇都宮大世も手おひて共に一族家
一人も残さず叶はずして同二月故郷に速
親属ありけるにつき大久保治右衛門も罪教
まれて此家人をかへりかへ入をともなひ申し
るへしとて大利入道常源具衆にて
帰命度の家人共か殺しまつりし事なりと

事あるときは主人の恩を忘るゝ事は仏
法と儒道とに於て之よりも甚深重の逆なり今之ハ
其料簡しかるへからハ彼か罪を不問有へし何ん
小八吉良荒川の人々を始て御教悪く平々と
躰とめらるゝハ又又八か一族か罪をしやうとの君を
法度して有しめて此者の事を動党に叶ひて八百余人
前後へきめて帰りハ御中にて御家人に預りて
御ちかひをはなれて仰せ下されし御中にて
めし出され吉良殿も始て諸氏の御恩を
其恩かつてうらみもなり

大久保家忠
忠世の三つ
同八年三月出陣

乃城おちて忠世第一宮の要害とそなる 同十二年
正月忠世忠佐兄弟に掛川の城のかゝりにて今川
氏真と戦ふ 元亀二年十二月三方か原の合戦御方
あまてしらうまけて敗しになりて引退て忠世兄弟
と帰て犀ヶ崖に打出て かちて来る敵御方とあつて

日本創業記
考異ノ出所

濱松の城に帰る 忠世今度ハ
かの敵の陣に至り付けんと廻りて人々此よりも定師の
鉄砲をかけとあつめて帰る人々とやかしかりす
酒井殿御感ありて 人々に仰て定師の名
とかり忽ち或ハ討死或は病にかゝりて二三

十人ありしを出世させたる者として今に石原人数の
陣をはる摩峰に出しも跡地をもよりしく待けるが
かくて川より武田が陣へ今度敵をも切崩さんとせし
かりひまりけるも伏兵ありてはかなく敵をとり上るも出
多勢にてそれより後さらに大敗に及び大将左
入道信玄太子勝頼も今は此合戦に宗徒の者多く
うたれたる人の頭の数付いられとかなる所へ家康の軍
乃ち河に沈りみえしとそ後も其井元(?)して
入りけり
今の多武田が名摩峰にてね(?)ちて死せる者数千人と云
又大久保が物語にも剣(?)業(?)之(?)とも
甲陽軍鑑にては論したり
天正三年五月武田四郎勝頼

甲斐国とりて遠江国を取て三河の吉長篠城に
たてこもりける池川奥平父子うしろ迄あれとも給ふ
御旗本加勢ありけれは後度に於いての後信長
父子数万騎の兵を将来りてみる所にて
張を前にして柵結て陣をとりたる城ありとも
南にありけるもとりて其方三十町ばかりに見えたる
瀧沢峰より川の川激流しかれて居合する所にて
明神をとりぬへし中にて長篠の城の上に当て
の鳶の巣山と云宗徒の士大将七人をとどめ
て其勢ひと一万あまりを備として滝沢川を渡て

河を東に北おもて陣をとられし事十三
不届と命て追くつし味方の内より大町に付て
有りけれは酒井左衛門尉信長の軍にたのみ川を
しわたりてまた先手にむかひ明かたは木下の勢かゝ
その要害ともおちたりしかは大将信長も大佐は見切
むかひ今日の戦に利ありとおもひ節の敵信長の本陣
にせまりかゝる所を浅井か勢は下り利しまいり
きたりけれは戦はやまずしも大将はしりくとりたゝかひ
かへりて浅川敵に来て切くつし足軽の者ともを鉄炮
の達者らに足軽にてうちたて馬に来て

切けるに自ら立ち向ひしよりて足軽に手負をは皆打
しかせて先陣に進む石川本多弓兵平岩の鉄砲同
しつめて打て出し足軽先を足軽と出し敵に向て
鉄炮と一度にはなち武田か方には山縣三郎兵衛尉
昌景千五百人にても同しくはたらきてかゝると切つし
山県ともこれを大敗とかゝて突負を押てとみ
ま足軽か敵かゝりたつ川をこして鉄炮をとし
ありてうちかけしかはむかふは足軽てたゝかひて切て
かゝる小笠原房州之輔ら一人当千の切て廻り大
せ大将足軽を名乗かけし追って川を九度まて

忠入ゟりけれハ小荒之拝見打つてこく大将昌京
塚姫ニ打申て馬を打ッ 織田殿の方ハ是も此人向
太閤尉信盛之子人衆ハ池田勝入之子人柵より
打て出て一手備候屋ニ押寄られ返答ニおいて
ハて入替ハ者の軍勢を一所ニ集て柵より打て
出たる見へし處を手を付るとやかて之あ旗の旗絶と
一手ハたてかへてともいハ息 織田殿人かたニ大久保
又兵衛軍ニともやうと心得して家康の旗預りけれ
いつも様あひてもさへ見えて市小合之蝶の羽繕り
きしたる様黄の幟ハ黒藤殿ニ誹りしとき

伊勢ニなりみるに似たる様ニなり 敵ハ黄はさし
さしかれハ旗ハあら見て まことに宜之の 德川殿
の旗を池田かくし 徳川殿ハしかし御出
家康ハ侍の蝶の羽ハ黒田ハ又大久保七郎右衛門尉忠世
黒田と同様ニ而忠佐とて蝶の羽ハ其とも見え
織田殿此とも御ひなしみえてハれさしれハ人
あハれ大剣の名ハ此かハり見ゆるハ人ハ信長ハ
まれなれハいまた候ハぬその事ハ御国ニ一高
首信長信春 織田殿の陣ニ而も見えたる事ハし
ハせてしまゝ先入申入候ゟ去年も切て押つき

栂の木川をつかひてつかんとて皆悉絶えぬれは死す
山縣は不討して後武田勝頼信長と和して
平利栄跡ハ小幡氏月安中の名ものを一跡し入
かはりし御旧領を賜てうすかゐの旅をたし
たとへ皈りかたきも南山の敵籠しかれともをかて
本けちさへ付し四郎ハ之を境之様にて城を国にして在
まりよ里見は不相て徳川家大久保七郎をの甚
此度の里小利をもちて御小姓本多甚を践扱理
おりし九世や國しりふして大かきかし　此のちお共本て太作く
小姓備しき事　大久保か拘向ハ薄し　此年六月七日太世二俣の城

得ひみ殿の事く要害構て二俣の城とせし武田か方
と成られ城の大将依田右馬尉信蕃らこもりし太世く
城をまけ可しきる天神の城ありて入城とと太世
得て同き九月より九七月ゟ去かきの境く
本まて田政の御いと由なく同き十年武田四郎
亡ひし附依田右馬尉信蕃諏訪の国田中の城に
ありしとを太世を得取られ去年六月織田家
まうたまかひ甲州信濃をうしなひられ太世御
とかて家康の人くしつまて甲州をおさへ
信濃をまて諏訪小右衛門と呼ぶ当国の者人本

と思ふうちに小田原北条左京大夫氏直上野の国を
過ぎ人碓氷峠を打越信濃より甲斐に入て
徳川殿と取合ふ忠世又たゝかふて真田安房守昌幸
伊豆守まで北条勢をもつて謀は北条氏直の軍をさゝえ
利をうしなひ徳川殿に申合せてし信濃上野を
取てかへさんとしけるが直に徳川殿
甲州御陣に付て山林に身をしのびかくれ
武田が亡し後は皆徳川殿に従ひてのち十二月
廿日信濃御陣の上にて忠世を頼み甲斐信濃
の国々をも治め人の心つき定まりて

或は上杉に志を通じ或は小田原に謀を合せ心は甲斐
にあらんとし御方に一味せんとし忠世信濃へ出
し時忠世徳川殿にかたらひ此国の牢人依田右衛門
信蕃をして此旨を伝へて時節を得て御方に
めされし事度々に及び信蕃是に応じて武田方
なりし甲斐の国に残りし武田が旧臣中に心を
通じ忠と存し此旨を伝へ又忠世二俣田中の
要害の内より出て此一城に籠りける
て佐久二俣城に還りて一城を守り又信蕃は七九日にて
かの小県久しく籠りて忠世此信蕃をして信蕃し

れかしく信濃国人ましむ其れハ依田か家子郎等地集、
去ころ其国人ホとしもしく坂定れハ彼国を志けんとす
伊那を山々にぬけて至とも何へてり以てしハ忠世
やうに従ひ依田芦田信濃守ひりけて去十月
まり前山の城を攻おとし宮谷ホ小田井ホの城を
せめんや定まハ依田かなけとし城 信蕃相従を得ひ 敵兵数六
九口とし小かり
万石をもちて甲斐後府の地加へられて十万石の
事〇山中忠信か地をし木とられ依田か切堂古也
大久保か家かれす
かく病て卒しぬ
国にて留りれこそし十二月の頃より十二月を至るまて
まりか七月ホ九りれしして甲斐信濃の志かひしハ

忠世か切りて多くりもし 大久保か家 大切の也 此年忠世か功ちひ
其て諏訪ハ左衛門清方ニ参りし小酒井左衛門尉忠次と
争論の事ありて其の城ホたてこもり乱叩てハ此国の
侍悪くもむさしホしとくりれハ忠世又依田と
兼諏訪か許に使りけて鬼角らへしかられ服
まれハ十一月二日に諏訪か父子共清方に参る又上田の
城をとらんとて其ホてハ何くんりれ所まハ十二年
速川敵ホ尾及をたのけて尾張の事とむひかひし
かくて忠世清濃ホ立ちそて濃ホの城を守り之遠
以上書ホ在ていふく五ヶ国の軍兵凡四万五千余の人数を
かりり守るしこし此事たるすかまハ忠世ホ任おまれ

しくしふまとあるへしまとて大久保か おほつかなくとまうし
きはの此ハとりれうな事にふりし
十三日九月廿六日 信州信蕃今井同伴信幸 一弁
其九郎信春四ん尾の城主としても信蕃信幸敵の
毛ほと河にて死し 家忠日記ニハ此事天正十一年二月のこと 山中にておこり此と見えて三十一日
右之年小ゆて信蕃の跡を考し仕る九中々も十三日
八月三日加茂川の戦ひ首二百余とうちとれみるも八十
数ら本れし志々れて志られし十一年に信州にうら死せらしと云
おもまれりかや又家忠日記にハ其九郎し 岩尾にて討死
しぬらいふこれも山中の作とハ同しかりん
信春又いふにおふ大将として可へのよし 士卒おもひくれ
たのもしく思ひとも つゐに敗し申され 岩尾小次郎
城をねらい 徳川殿信蕃に人を遣りに討死せしを大に感しまし信蕃
嫡子竹福丸に父の城十万石を給ひ 天正十一年

敍爵せしむ御家康御諱字賜て 松平源次郎康國と名
のる 十八年小田原の軍に康國并弟康貞とも八百として
碓氷により 松井田の城ともに[illegible] 首四十三
うち取り八王寺勢の者城とせしひと岡の城の
城をせめてうち死せ 康國か弟松平右衛門康貞 康忠家
とつき関東にうつされて上野の藤岡の地三万石
と賜て 然康貞又康國か妻にあはすして御家人
の内にて 康貞を恭とかこみてもれし人の数を
園寮といふまゝることと又の書と知り書しいたるし
いそのそこひしかは康貞うつへはうち切て逃まうぬ
そのうち諸城又康貞の兵しめてかしとうち流せよ
兵を綴よりの附に入まして 忠世信州の父方弟
加賀宗康とりゆせかり
ゆめて良つき源五郎 此処ハ信蕃か嫡子源次郎か
此附に 竹福丸 名と一ツ小してけて小諸の城を攻かけられ

信義にては北しける處いまたいくさ始めし大世小説源
又ゆれば年の秋遠江文殺しかば討まけ路とも出
居けるに大世おれしく押もだり御方破損して返す
大世人々をとゞめて御方北路と一年にかり又難儀に
ありとも人々して仰しかば其身と小説の陣に同
同き十月石川伯耆守程に異議とありて其外の事
三河遠江の古人の例に於て動ても小勢御徒と称て大
世とめて大世聞て当国の侍人小笠原人々に対して
ときに当地にも小笠原が備へても盗れて上洛
すし御同業より清文くらき大将可へきし大世急て

池に勿ハ上方路にみるまで忠世まで家中ぬし
やまんては当国の国人に皆御判をとりてなるへきまれ又
信玄より子に就實しやして前方をまで遠江の下り
外はんて越後のきまり逗へて甲斐国へ入らん
きこ日り風比のくむハ甲斐国まで礼を聞いて
此まてもいひこられといひいれのかれたるをかまる志にてしく
武城に出伺ひ事共やしへ人を信せて之を兵庫にされ
とりて御使とハ返しかバ花押文用ひしにかれ
見へきとりも上るへきましと仰られきまじ務るへきことの
小城みそめて多るときみてゆるて今井平助太夫を

後には小諸の城に留て濵松にまて来られ
其後ろふに於て承年四月に至る　此後東西御和睦ありて
池川殿豊臣秀吉に對面のため都への御のほり
大庭是濵より御出に久太郎井伊なと御供に従ふ御供え
見る小田原を攻られし時に久太郎先陣をつとむ
池川殿関東を知らせしに久太郎小田原の城を領
四万石を賜ひ後に六千石を加へ給ふ家老日記に云ふ
伊奈都井伊なと榊原大久保等は関東に参向の御
ありて所領の地頭となり給ふ榊原久太郎に云ふ御旗なと
より取締りしとて上杉なとの今の東へ
此例あり此御秀吉此は仰せ大名の子従ふ事
かくのことく見えし秀吉薨せられしのち御従ふ

伊奈殿と諫言しても抑して出らるへしまれて尚家臣
人々は関白秀次をも殿は以て來り参らんて秀吉の御
内意ありしかも下に出て池川殿の御供は人々
小大名を始めとして分けて所領を給ふ今も方に
とて日々
へきや不審　忠世の子年六十三にて天正之
九月卒しぬ嫡子相模守忠隣又おつて忠隣　初名は忠泰　新十郎と云ふ
生年十一歳より池川殿に任へ生年十六にて堀川の
戦に初て敵を討十七歳の時天王山の戦に敵陣に先入り
て首をとる此時又之方原の戦に首をとりて大ひの
附帰りの合戦に先かけし之方原の合戦に先方
前に戦なりて池川殿に仕へ奉り人池川殿御前にて

書何時 後ノ朱ドマリ

ゆるし前後をみさと御旗をかへしと出て池尻
てともに出見られてよろしく申上候菅沼藤蔵
のちに定政
山城守
之宅深沢左衛門二騎ありこれ池田勢
小栗大六とかして汝いかにもせよと申
又自ひしに小栗大六ありし也しられてまち給ふ
返つきなれハ小栗平馬勘十郎なと備白さと
従出て取も申さて見れてむかへ忠勝てまたせの
小栗大六の鎗に検して姓をつけぬ出るにはしく
かいれ出でける名をおもひ申して須枳
にみえ
天正十二年太閤へ徴に引つけ
のてさとくゐなる汝にあてんかし太ゟ大久保
新十郎とかくありし長湫の戦に池田勢と

信州村上の末流
にて住りし土民の子
平の忠勝の家来
大米村上源五
国清と名乗し

出奴道河ニ申た
三百騎にて押り
出し者前を来り
月に物見の大に
て入込み来り又
池田勢を国清は
引出して一口に及
大久保と相名乗
の申し二月かりて
弓鉄砲かけて
天正十二年の頃を
一文太森村平
太近右衛門も
男しと国清に出
出けり源氏太清
のちしすて首取を
め宗に首取を
首にあたる天正十
まのすゝみ
田中を本太清
平しぬ

るとかして傳けれとも下知して軍をも戒むる長一
異母弟一揆をるの兵を引て山より下りかねとも
太郎もれさせて池敵二騎切て遂に下る家
思しに傳まれての軍に出とられ今にいたる
首をとてまいれ太郎にかつ長一が陣敗にけ
そんにて又池田紀伊守の入道がさかれにけし池
検とそめてかけむかふ大蔵をかけてしけ敵
の検むかひ首にかくへの内につきぬ大蔵なり
けにるとかの歎き出て寄馬上たてみけのいふ大
宗たちめのよし猶も又池田が陣にこれ入とのよ
ましくしゆ輔をまへて内に去ち抱へしとのちにむ

忠隣は帝の為にまさ（高虎）如しうけたまはる其て我もともに
政陳をくせし御運しらは大隅にみちびき出る事を共に御前
にわか人を此ほる所に答えしてりとも其時大隅はつましき
所にて家にのそみて十一日は一人をさかえて太平の寄
十二月四日駿河の御本城へ御鉄にのほりて給ふ儀の事申して一つの
年も前じき手家にのほりて御家人一人となし大隅に召めして
翌池田殿も返りにをもひ人をと皆處しわたりし 創業記には後府へ稿や

かへつきよしいまた天正十三年より挑ミ申して関白のまへ歎事も思ひの中なりしに十一月十二月
くしまらしいまた其事も思ひの中なりしに九月十二日まて
かへりてもゆかしと此の者共は上洛の書をかへてのほりてこそ十月
ありて京へ上りの御礼をもかきて返事をも返せしに
関白殿ものはかの勝手ものにまかせて十六年の四月
清記にも創業記も同し

池田殿の御使として上洛し叙爵して従五位下備中守なり
（三位後府／参議与）十八年関東へ移らせ給ひし時武蔵の
の地にて一万石 文禄二年十二月中納言殿の領知の内
常陸国の内にて御借りて今此とて大閤の御不興をかふ
の御時の一定にしからはぬと 菊池中納言殿の御まへ
ありしかともかくて池田殿をおほしめし給ふ
とて挑みて四月の暁 中納言殿の御使として
駿河へも此の御領地をも下さるる事をかへし御朝の
かまへてこなたには太閤様へ御供して御使に
対面して大隅様にて御帰りぬまで忠にいましてけなくて

日をかけて難波へ参るにも及はんと仰られしふくみしに
まへの御使とかはりし故大輔伊勢を伏て新に入きまて
作(?)て御使とせし土井大炊利勝と申者を以て
中納言殿とのには先(?)に伏見の御館に入ましや（大坂より帰り候ひ御出ありし）
大輔は早うち(?)れ関白の御使殿しておほえて後大輔又
對面していかく其志(?)てよもあらす人なくて茶
此合せんとて今般の暁伏見にありし大輔ある事あ
早(?)もおほえ例の日をかけて起る事をも候て御(?)見合
こゝかしこは承(?)りて思入ぬて御使とみえて日
すそに年の比よりなまし(?)ありけて見るなん事を

かゝりし関白殿は隠れしき事とも思ひしに龍かくれしけ
御意(?)給ひけり（大久保か家 大功のおほし）慶長五年の秋東西一時に軍起り
中納言殿宇都宮より中山道とせめのほり給ふ
榊原康政大輔も父子（其時加賀守大学 時は新参にて）共(?)に御供
せしひき(?)上田安房守昌幸上方に心を合せて信濃
の上田の城にこもりしに康政大輔も共に合(?)上田
伴野(?)なとの要害をとりて八月の末(?)の軍兵兵糧の
用(?)は城の堀に押入て稲を刈て城の(?)えもし
しかしに合(?)て戦ひ大輔九人(?)もとゝめし御方(?)ほか(?)に
兵を(?)数々(?)城に(?)して入(?)立(?)稲(?)かりけん

かくせしとて鎧一着治太七所及〔なき名は奥平信昌は松平信康家の内に侍し〕負傷
の勢とともにしえん都城所せんとてあけ目おも多
正信散々に勇士にとどろかしらら出るほどのをまとおも
したくら出て御勢の道しかりしか康政
太陣の佐渡守らが名のりにて君のほかより出けるは七年
御勢文稲田へんとせかりしうち打出しと城中の者どもを
戸とし開てらりて出けるみなを討しぶみりて大御を
追つめて討入寺大陣来て好死たる元康政が名
同しく名川て出て城中兵二万をとえて みな討す
皆ともに御出しうりて出大当代人とてと我ふして

御方の勇士ども勢ひに乗て追々に出て出るをかつて鎧
て散々に切て入ければ追手とおなじく追々めく
大久保将郎か二人城の塀を乗越の御方へつけや
城を堀を出て打ちなどしけり
〔忠世郎とよみけり〕 つゞきて正信勢方人〔大久保が名は松浦平左衛門とよび将郎が名は〕
とゆみて御下知らんに軍兵余儀なく陣をいれ
御代とえせみるを割して込すりて九御陣を
小法城に移され佐渡守中納言殿に申てぬけかけ
して城せめんとす軍法を仰せてみやかに法せ
られへしとて太陣康政が名出るに城この

しらは上は首を刎申しゝ下知をもて相助嫡子新二郎
忠成 初は泉州と申す後に所領を召し上て逐電して又
石川元康成瀬家に仕へし 相模守が婿 小田原にて 忠隣が嫡子新十郎忠常
を後婿として相模守へかくし置て、小田原に住す。相模守は
のがし給ひても、いかで日本へ置れぬ。我命は惜しき
とも、君をうしなひまいらせんは本意ならず、命を
殊更に惜てかゝるに、恥をも顧ず、命をおしみ給ふ
首を刎られよとて死しぬ。

此外大久保氏今に存し、罪を蒙らず、御家人に加へられし
とりみ又大久保が其身に及びて御勘気を蒙りし者も
大御所相模守が忠節を感し給ひ嫡子二人御家人より加へ
今此相模守が子孫へ二人を請うけ召出しかいして正信が

とかくひがことをもてあそび上方の体を守りて同く十六
小田原の城を守らせ給ひしを、関ヶ原の軍に
おそく小田原にて 此事の始終物語は慶長六年の秋
大御所へ申上ぐべし。〇
大御所 大相国より此旨
上野国へ下り給ふ 小田原大御所へ

〇同年中に大坂の西国
の者とも大坂の西国に
みちあひしに
御代つぎの事を
評定ありし
かゝる事に大御所
大相国へ申上て
ならびに其身
に

太清して退かせられ七月此月任官の事、稲まれ
し時太閤正信常陸の国にて四割を定む忠清男子
七人あり嫡子新十郎忠常加賀守に任し二万石奥平
昌信が信昌の娘に嫁し大御所の御孫むこなり此時の
賢人といひしかば軍事にかゝる人へも勝れし人なり

△同
忠常文禄
三年元服し
て御諱字
賜りぬ

慶長十六年十月二十二歳にて世をさりぬ二男石川

○或はにはかにふりて是日とも云

三男は忠縫 一名 勝成 外祖日向守家成家をつぐ 二男右京進
忠胤 後に数隆 四男主膳正忠長 後に彰信 五男石川内記忠克是
は東照宮家康公に仕ふる 大坂の合戦にて討死す 六男定斗忠高 七男
刑部忠村なり ○忠勝十六歳にしてつゐに家を出奔し方様にて
年十二歳にして父の勘気をかうむりて家を出て諸国を
めぐり天正十九年三月忠勝小田原の陣と
なりて朝廷のためにこれ太閤殿の御とどめを霧にて
様の陣にいりて暮に着て御とどまりて前に
和泉守家康公宿し内に西の方に次第に焼
かけ四條の辺にわかれて所々に見えて
いかんともしがたくて彼国の師二人は資財をうばはれて西を
さして落行けるさき忠勝関東よりは忠勝が男たるを見て
あるは備後守正信の師を伴ひ忠勝が家に入りて山口
伊豆守重信が妻と子と共に御家の御供をしてまかりし
折節にそれより姫を嫁とせしめて時々の有りけるにて
まづ忠勝が男にはすでに不順なりしその地に帰りて井伊直政
に帰り書状をもつて忠勝子息右京進同じく次男二人酒井
備後守忠利に預けて武蔵国河越にて在城なりしに
後々とて大久保忠高氏の切腹せしめられて故あつて忠
常が不順とて子を出奔して無きことにて惣領と定めかれける 一説に 九日

安藤對馬守定佐と取り家従の人々に具し小田原
城に命て太清ら家従に遣都し城郭とらへ門（外郭と見たりて）
（外城とそめぐりて）門并四方佐渡守正信父子に太清に配流
の奉書とりて切ふてや板倉周防守重昌父子又光
對面よかしりて其外帳編て上旅と犯しぬ
太清上き他に何て其上の所にて寛永十一年十二月又伊賀守
勝重に法を請上勝重是にて家敷を及ひ申しに播ら
ゝ旅館を出て上太清打ふし家族を討しぬ
しら勝重と在上清し太宰配流の由使り出
さまに取り配流人のゝ見しなりてのちゝ叮ゝ求哉も

御しさとえへ給ひ訪さへ事終て御覚へしとて走り
事を終て待さし大て清く御と前に来にひ引ら
御申渡御拘せしかりしに京帝其太宰罪かり
始ふてすて其にらや寄り出ら我と貸財親思と申し
これお運ひなりての所に諸動そ太清いけしとゆてれ
のちゝ家ゝ使ここしに来保得て伊賀守ら殊に従
家ら前に待い御て関寄とりし丸く御中にける
走りなりし二月から森川内膳正氏河内ら大久保与一郎
門半助に御勤役と取りこれを走りし十年二月十五
太御所寛永へりせめからて御病其中ぶの御掟給ふ

はしも府中か呼子大弐か病急之事にて云へしは当不、
城之池卿し事也同き三月伊那肥後守兼見甚兵衛
里見なり 二人不和石原源次郎忠也
かくて大弐は二月八日に佐国におもむき南光坊の僧正より
能て一紙の書文を持て大御所へきたり御便して
云ひし行出きし名をなけしかは大弐二年にて又御所へさまをと
修しめて所示をき師てのち藤人探び出事義利にて
わるは對面のためには罪あるて白状しはる人まてて
いはりたれかは懐きほゆきさせおるは忠義らるかに訴えて
執るへきまてはしるも大弐はすて小菊恵の出しなりとも

こゝろ海なきも深しくたゝし大弐罪ありて命ははって口をおも
こはぬ死ねは是ぞ他人申述へきさに何とそ大御所を誓かは
まもはひ命をたすくれて御かもし家のにれは大御所をまもしめし
あやまもり御へりて當代あへ此ゆるしかれし世の人かくしれ
なん人まう爲へめては將軍家の御父のあやまち化おもしはせ
御てきくえんとて天下をおくれては世の人にかくれみちて深からか
なん人まて御善政をいはんへき大弐又とのゝ罪ものゝまん人をて
さしを當代の大祖あまて継ゆかあやまてなからいはし罪
と世の人ならはいはしぬ將軍家の御不孝をかうしまへまて
せん人を更に大意をおもはんとてもあとかへなしくて侍る

とやかくしまふにこそ出へからんといひしか此書ありかまて
いひ出なへきこともなく感涙にむせひたち出けり太庫
つゐに配所にてうせぬへきなりとそあるまし　太膳殿へかへし事

さらに此書は人のしらぬ世の人のあまねく似せおかしく信と
ともにゆるされたりし鼓屋政幸派剣業池亜土考呈示の実記
と揃ひにふ詳反れ議定にあらぬ所のかの実記の後に見つけし
らふ元保十〇年七十八年の頃山口但馬守石川日向守か娘
に其まゝとよめるに大久保忠隣の書は石川日向守か娘
なりお栄ら御書を見れは日向守か男長門守か娘にて
山口但馬守か子に嫁しけり将軍家にはまことゆかりて此九么
あつかひ長の九右石川長門守か男なるのみえけらし
またおもひて其の事詳の勘定可所にしれなれは由を申旨
ともかう見え但馬守か子孫の書上なるへしとなる
叮寧にかゝる勝手をかきて可く申すへき事也山口重
此書をつけてかへるへかりお染ちやていつまでとそ　山口書

のち又お栄きらいりしまなかなかしいまいつまでかしかれ又
相役ら勝負の又四郎お染ら勘当を知らんとしお染ら一人の娘の
身かはりに相をし桐押を許して主の御と申すものも出る
まくもはりお栄ふいらしけるやお栄ら出るしに山口家で如何やし
れ又は上又出のおもしろし中てさへにれ押て其後
のち大阪の政府ら江戸へかしも一人引きて江戸へと
くれもかひて御殿の四十歳の御検段もいもかけて夜で帰
八たてしかおも承り御殿へ来て加茂の後よりかへすゆみあり
はる時しいつかへりしは甲州の勘四の十年比の御見れかしおそ
お栄ら来て所に見て山中家の風に向ひ押すまんかつこん見
また浮かれしいへてまれふつまるとまて帳で日月を送りし小春
惣家の事おかりて御殿ちいらし見えぬ御所さなに来も舎を見かへ
出しりはお栄目の大久保しおひ此の御所あれ人につけて出れら
ると浮かして御勘可もの出来てかひ出ねして八十有余の高齢にく
かしのまつひとへいちんくの兼ねしくはしらんて何を見るもいくまま
かき出らしめて役の館でありてまへに申しつかはしこれまり
かたへいらしてまやひとお栄らとして静とも勘浮と祭

まへし御事れ然へ出し扨ふへ御従ひて御供にて退
出すべき地をこはれ然して太郎郎江戸と仰られて
小田原にいたりて人ハ将軍家と御免しかの城に入られ
伊勢国の浦[illegible]へおもむき[illegible]の族人
をもむかせ西ハ三河より東ハ大磯平塚にいたり[illegible]の
山中にハなくてまかせみて[illegible]領地をめし
給はりて[illegible]将軍家と
[illegible]将軍家の[illegible]子[illegible]
[illegible]の[illegible]文と[illegible]
[illegible]大略[illegible]山[illegible]
より[illegible]又世[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]家と[illegible]の人
[illegible]の一[illegible]
[illegible]忠常ハ[illegible]子
[illegible]
お[illegible]也八[illegible]祖父[illegible]

事あらし時別の御[illegible]あって又忠常に[illegible]を給はりし 二万石
此時八歳なり[illegible] 祖父ハ事に依りて[illegible]所にて 寛永
二年[illegible]に嫁して出生せし同三年十二月叙爵し同年
九年豊後国府内城を賜ふ 五万石 同十五年十月播磨国明石
城に移る 七万石 慶安二年七月同肥前国唐津城に移る 八万石 [illegible]
寛文十年四月十九日二十七歳にて卒嗣なかりしにより
右京亮[illegible]二男出羽守[illegible]を以て[illegible]
家を継かしめて延宝五年七月十一日[illegible]の御小納戸[illegible]
加へられ但し太郎[illegible]又[illegible]の[illegible]
[illegible]同十六年三月十六日[illegible]の[illegible]

嫡子安房守忠恒 二男ハ常右衛門数房 三男ハ宇津大学
数武といひけり 治右衛門忠佐ハ平右衛門忠員か二男
にて七郎右衛門忠世か弟也 十六歳の時 上和田ノ砦
勝利を捨と挨して討負けるにくはしく敵を走らしむ
忠佐十六歳の時と云ハ元亀ノ頃ナリ 御本ニ何かかり山下十
御本ニ仰軍記等並家忠日記頃補本ハ元和二年二月七十九
事とし見へたり 忠佐正七十九年小七十七歳ニて卒ス
以て按ずるに元和二年ハ七十九歳の時にして七十七歳ニて卒せし
とし又わからんやとおもふ 七十九歳の時の字誤なるへしや
中ニても永禄十二年三月今川の勢と掛川の城のかこみにて
戦て敵の大将を打取れり 天正三年ニ長篠の合
戦ニも兄の忠世とともに先をあらそひて 武田が勢をうち

破りて 織田殿の御感にあづかれり 忠世の傍ニ同じく 長篠の
戦に御使を承りて 先陣へまかりて 敵とたゝかひて
秀吉と御和の時 小牧長久手 中にて一文字にかけ入て 池田が
おそれ軍兵とし卒して 池田紀伊守か勢に向ひ 渡辺門蔵
駿河の陣にてはしまと関ヶ原歎沈会て ともにたゝかひ
出陣して かつ此の城を見おろす 忠佐一揆多勢の
中にとり入て 馬場の者ともを 馬上にて討倒しけり
おりて首をとらんとおもふ所に 口つけ此太刀をもつて
渡辺門蔵の御幟をもつて 早くみえぬれは一騎を
まくれ 敵ふかくかけて小けたかりける者共討取

之次のうち十六にてうほく川志きう比つかすに仍雄し
中比さうをとおすれり比忠作年ころ跪二十人比
祇の勇一にて関東八福しのち上総国岩末の
方とれて 碑 寶十年公銭の村中洲上敷の所作して
山道などの列れ同七八葉七六年の其後河に河津
の城を得上二万石 同き十九年九月七十七歳にて卒し
大川きなきされ家を雅城を除ゝの事成 かくかし 忠次かゝ
かくかしうほ忠作ヶ家を
おのほりうへたりしかし

石川

長門守源康通ハ前総守康明兼陸奥守義家朝臣の
五男石川冠者義時の三男武蔵守源太の檢守義基の
嫡子河内守義兼は後流之義盛河内国石川の郡に
住しけれは石川の判官代とかはす其子孫は石川をもて
名のりけれは義盛より七代の孫小十郎朝成に至て祖
小山下野守高郷に来れりあて小山を名のれ
郎成の曽孫を下野推守政康と云 文和年中 と云ふ
三河国に来て小川の城に住しつゝ又石川と号

名のり判

親鸞宗の始りを尋るに其昔坐の上より御座となく
しては事なき事にて出来ぬ事なりし親鸞 宗門
つ住ぶ坊主武士一人を撰て佛法擁護の大将とし
此法を守るべきといひし御法を保らしむ これを其時
一揆といひし大坂表加賀越前の一揆といふ是也
此國の大将を御兄の浪人下間其本願寺の加賀の小山と
所々あり其御國を弟ひ兼し其あり本願寺の下間
其の事を加賀の小山大御山と申し来り今 此
金沢の城となりしは石川と申し此加賀の国一揆
の大将の小蓮莊 此時光隆九郎兵衛
つとめける　の事なり
権守ともいひて御の子一人 殊に相手の家にて
ありしと伸られ政康申しことを頼て 十四歳
小野二郎と申 光隆殿ともつて烏帽子親を府
親康と申れし其徳川殿酒井家 御前れ人とは

なりけり其子九郎左衛門光隆と申者加賀国の
君につかへまる 安藤清兵衛安祥殿も徳川殿と
三代につかへし 家老にて酒井雅楽頭殿と共に
家の事を預かりしが 安祥殿も後に国家の儀
大儀と申 伊勢守も出しと申しし時 酒井安房守
深く彼がひ入りしを 此兵衛の娘むかへて此方
とかくつきまとひ 徳川殿御退きし時 雅楽頭
殿 親御行刀を預りしは 清兵衛御常用の脇差にて
其儀殿今の御座前 此もかはりしに清家
と申伝へしかど 安祥の姫 其尾張にて

池田殿を追へ出し ほと 清意を大将にて三河の
人々むかひしかも駿河の国府にいしとりしめと
婦縁関記伝にかまゆふ 御屠(?)として 池田殿御軍勢
あへしそ三河か梅津府中城をうちからぬ清洲
いま又氣ゆゑて国清の城をとり入まゐらせ又駿府
小諸かひ義兼鈴伝にやふ ひとゐ氣ゆゑてあ国府
りくし勝かされく清意あまた寺院か康安三(?)…
ミ人ころ信(?)をて駿府の国府に出家(?)むかひ今川殿にかり
まへく池田殿を追へしかし義兼(?)ゆりし勝(?)にて力
あよそ(?)得しかし勝く義兼(?)討(?)き 勝(?)元(?)寺(?)書(?)にも(?)

ほひけり 此事なにゐ寺はなき(?) 清意男子二人あり 嫡子太郎
伝しあへせ玄へし
池田殿駿府に到りてむかひしうち安穏と云ふ 岩慶の宮
守りしこれ義兼の御ことよりて元年とりして 殊更
御若君か朝正に又なり ○據あるに此右近のちに御若
いひしふかりしや 永禄より末の法記に 御若君
あり又池田殿に 御若君と康昌と寺号あり 此大近
出や世く寺あり 不の御若君か朝正の 永禄の此内
て御勢ひをと中には 手後の寺く 修し朝正く
津宮殿か康昌の名のりしか上方に於て出家と
あり まのし附名と寺ありしあそ
朝正しいひし丸洋あつて 二男は今家成

便一段上家成 又別御若進 とし上

長門か康道の又なり かや 石川か代ゝ 御清まてにし 家成いてし
より池田殿は人御軍勢の中より 大宮持清九根
ホの殿を初めとてうかしこの軍に従ひ来りとすし

旧一説に家康より酒井忠次に次して家成と二人三河の東西の旗

いふをたゞしゝ名を数ともしれ一字所の内繩ゆるしき
知らせ時家成一人御方におゐて此使を勤けるに
要害に侍りむかひ所ゝの陣を構へ旨を四郎にて見しに
たゞいまく今川上総介氏真和睦の事を以て信玄が駿河の
國府をとられて遠江の掛川の城にこもりけるを
御所御攻め給ひ此城をとりかこみえにして家成并
酒井雅楽助政親につかせて降をこひ當國をすけ給ひ
たりしておほせの由へゆるしえい家成もて此城をあづか
りき　永禄十二年の冬の事也　元亀元年秋家成酒井忠次大須賀
大将と成ら　松平二千人掛川の城をまもりけるに

次の年御発其の時に

遠江国に発向し給ひ大沢左衛門入道が堀江の城を攻給ふ
を大将として修築に加はり攻とり遣はされ其のとし武田信
玄みせしより遠江の國へ入て三方が原の合戦のち駿河
ただちに出向ひよ安否にかゝはらずてこゝにあり三方が原にて
戦ひて其城をまもりけるよし軍中わらひしより家成
こなたをせめんとて天正元年二月十五日久野が城を
宗能ともに可久入道の城をとりしかば
侍り城とらへ之頑して攻まもりなし ほとりに同
六月二俣の城をとり此年九月武田四郎勝頼遠江の
國へ発向し高天神の城を兎角して見附に此城を

しやうかいちとまれしと見へけるくせもしふかくなりて
引て御家紀同時家臣二人として此川坂の切通しにかゝりしに
炮をとりて狙撃をうちしくし一手隊将
信春かあれ一人と見へける 高天神の城
甲府軍将と同し
家成か男長門守康通首十六と戦ひ 御同し
年の秋康通大久保七郎右衛門忠世と同しく甲州信
濃の内諸方の人天正の十二年信雄公とにはかに不和
業と軍起し時御内家成長門の城をそ
長門守康通は小牧の陣に従ひて長湫の合戦
上方の軍さそふ利を失ひ秀吉の所陣楽田をも
打よりて長湫へむかひてそれより平八郎忠勝

〇臣 〇その天正八年家と嫡子康通小濱しり家成ハ引て罷に所領成康か通し

戦ひつきしとらん以前あしらは此西路し軍を入よ
見来り此し池のにてさけんと加ふへきて小牧ともとり
さへ与ふ康通にはかゝへしく讃てるとこそ尾張の住
西地あるやうて山崎おろうしたんとしらひけれて戦ひにいけり
山中右衛門か北の沢世の人おもふこの
きりて石川かよみしけり
攻らむし康通大久保七郎右衛門けかくは家成殿
み見ならは康通の手とも軍あいは退ひけりまれてそ
関東へ移りけし時家成伊豆の国梅沢の地を与
りけるて 五千石 上野の国浦渡の地と康通にはそて
まり 二万石 実の家の戦は家成に与へ康通

上りける時松平玄蕃家清と尾張の清洲の
城を守りけり慶長六年二月康通美濃国大垣
の城を賜り五万石城主は大名に准して領せられけり同き
十年七月廿六日康通五十四歳にて卒去せらる子息[illegible]
忠わすかに九歳なれは家成又家督をつき同き十四年
十月廿九日七十六歳にて卒しける大久保相模守忠隣か二男
主殿助忠総は家成の外孫なれはとて家督を[illegible]
られ康通か娘をは室にめあはせられまゐらせられ
大垣の城五十四歳まてたもちけり十九歳にして小山
関東の御陣に出て慶長八年に叙爵し従五位

家成卒して其跡をつきて大垣の城を領すかれ
ときは十九歳の春大坂の陣又相模守忠隣罪あり
かしよりて忠総とも御勘気をかうふりし
か大坂の軍起しかは忠総罷出て御免の御許
願て先陣をあらそひて大和路みゐる人福島の陣と
そ寺にて和泉の地にて大坂へ入り戦功
ありしのちかりにて御勘気をゆるされけり
かくて軍起しかとかつ(?)まれ京信(?)御見廻て
首二十をうちて後其後の国日田の地に
移されし元和二年の比まて寛永十年十二月[illegible]従の[illegible]

佐倉の城を賜ひ 一万石をかへられて六万石を領せしむ 同き十一年従四位
下に叙し此年七月四国殿下の城をあつかり 七万石
并之年十二月廿日に卒す嫡子津守勝康継ぐ文 仁勝流
さるほどにて 七月八日に卒しければ 嫡孫
甚十郎を嗣とし 五万石 二男備後守総長 三万石 之男上野
阿波守正重 七千石 四男市正正勝 三千石 小不相をいわり
阿波守へ甚十郎祖父につきて 明る慶安四年十二月
廿日伊勢国亀山の城に移る 五万石 萬治元年十二月
廿八日叙爵して主殿頭と称し 又寛文九年二月
廿日 山城の国淀の城にうつされ 一万石をくはへられ 六万石を領し給ふ

播磨守源総長は主殿頭忠総之二男 父の遺領を
わかち賜ふ 一万石 これよりさき寛永十八年十二月九日
御徒従組の番頭となり また山城采地 慶安元年二月
大番頭となり 又父の遺領をわかちて後伊勢の国
神戸の城を賜ひ 萬治三年十二月九日 大坂の城番
をかねしは 河内の国石川郡とかへ賜ひぬ 一万石加へらる 二万石
と改す○按ずるに総長の大番頭となりしは慶安四年の
九月にして 此時に神戸の城を賜て職をもすへしや
寛文元年十一月廿二日卒す 年五十七 大坂にて卒すときに
若狭守総良 父の家をつぐ

鳥居　附 土佐守成次

其先ハ平忠政ヵ伊賀守忠吉ヵ孫彦右衛門元忠ヵ
嫡子なり紀伊に佐野荘の地頭鳥居法眼ヵ後胤
重氏ヵ男忠氏又子いまヽヵ不便の事ありて三河國
にありすゝみ子孫代々徳川殿累代清康ヵ家
人となりけるや忠氏ヵ十六代の孫伊賀守忠吉
安祥殿につかへまいらせ家康殿の代となり天文十六年
同九月尚渡理の戦に嫡子源太忠宗討死す
時彦の戦にこらえそなへし地をもらうて忠吉ヵ

當時北條家 東條の城に籠りし附城を守ら
せられけるに 景信父子もともに 池川殿浪人の大名
なりしかとも 浪人しける 今川治部大輔義元の下知
によりて 景清の城には 安部大蔵石川右近を當らる
さりて 浪人衆の中より とりわけ 伊勢守 左衛門
松平次郎左衛門 なりしかとも 御代の事を定め 天文十年
貢 粗税ありしかは 押領せられ 弘治二年正月十日
池川殿より出陣して 景信城に入りてのちはやく
御浦浪人をはらい 附 左衛門をはしめ つきしかとも
家人共をも押しつき 米穀資財一つ残らず奪ひとる

相君の今の所にしたしみ こともなかりしと 當国の名ある士は多
く緒をつくしける中にも 御家人はやそて 強をと集めける 御事はいかに
して御資財をことに 出ておのづからはれは 甚御附の
料のみなり 志ある輩は かゝる事を 大慶して なく左右
をみれば 年老ての人は 此かれ 命をおしみ 君のゆくへ
御家人をはしめて 此國に 留りいとど勢ひ 此掛りをつかれて
御家人衆も 見えがたく 御たちの難をあらし 城
なくして 義をすて 行なかり 景信 御たちにも 寝はいふ
軍糧資用 事なくして おとしめ 大名の 功をなくし
ました 池川殿 御家運のつきたるにて 公家へ申出

多ゝしはいへとも何れにまします此御方にして大将家
此御代かしこくて今清和天皇の御すゑにまし〳〵けるにてそや
又寛平はなまれ〳〵き
の御子なる義家の末也元忠は二男也徳川殿
徳川殿清和源氏の末也一本ハ今世の関白秀次の御書
十四歳の御時元服し十二の歳より駿河の国におはしまして
御側にまします時御軍始ありし同月より元康と名乗
此時志さしれしといふ程に一生の高名又松平と名乗
又其中に永禄十一年三月甚大寺の高家の渡辺て今
川の御とうち彼元義三年二月姉川の合戦ありて
と申けれは年十二月三日に見れ観音寺方やすまして

し其後元忠一騎かけて出て若宮に陣に後
乃味方や射兵に夜御あしかけ此殿て清松
の城にむかふて元忠又城中よりまいりて出たまふく
かくて退給ひて同六年の三方原の合戦にて元
りけし秋又浜松の城攻られけれは元忠
御と取り城のあるを見てかへて城中より出て
駿河の後に御取りて同月見るけり
同八年高天神の城とてもとく九年にも城と
ちし小谷の首十九日年の其駿河の国に
の数とうつや同十年二月甲州のへ入りける

し附渡河の由を承て敵国中に働くよし出けれは元忠
偽を用ひ敵をおひやかしけるに武田信玄かねて
元忠か謀をしりて古府中に陣をとられ小笠原長時
村上義清の国を取らんとて軍勢をすゝめ又元忠
出張の府中の康貞おし出す所に六百余人の勢をもて
穴山馬場民部少輔 一万余騎にて戦ひ首百余級とり
て新府の所陣へ来りて民部少輔に申けるは
しかるへて民部のおもひかけさる所に信玄
紀伊守して和睦の事なとありて元忠か功を賞
られ候へしとて御書を下されけるに甲斐

因幡国の地を下し給て当年の春より十三年か小
牧の軍に附元忠を当来甲州勢を押へて鄣き
忠節を以て諸士に下されける頃は十八日に軍功
しるしの首数の首を取て勇を顕して上杉家の八月
信玄ひそかに信濃国上田の城を攻て則ち甲斐へ元忠
は須藤を出して小敵人を押へ金剛寺の出勢の者
甲斐の軍兵ともに元ノ兵を申し凡巨海深志郎を始として
穴山の新陣敵陣に責入て大敵の小敵に元忠の
それを首九人を討取て数を顕して元忠を始て元忠
北門とおしの上田の城主松本へ攻入て御旨を承

御方の首さしかしこをせ地あつまりて敵とも敵と
又川を渡りて御出及ひ明の日御方籠りしを渡り
八ヶ所のうちより敵又うち出御方の人々もみ戦
なりしかとも元忠討死して御ハ十八年か月関白
秀吉公北条をうたれし時元忠相模の国籠井の城を攻
やぶりて又武蔵の国岩槻の城をもせむ上方の軍勢し
兵さしとおしよせて攻む元忠獅子ふむ向て外
城を攻取り城の主は城をすてにけし渡りと
落ちへ切て出川元忠ゝ府中高座寺内当所一ヶ所
なりしより一人当年は元忠之十六人同し様に戦死ぬ

府とかしこより七十余人本多中務少輔忠勝又子又右衛門とて
なかやかに太郎一所に一千人ありてかねしかとも城の主元忠は
元忠よつきて後人々かかりて出入年関東之帰ゃよひ
しらぬ相模の国奥州の衆と偽て領を得これより
さ沢宮内元忠とよひて叙爵せられしのちまた元忠
弟てとしよりて千年円今人才を又のちまた敵して
人之殿下に出は此人をよかくかくれ何されは御免を
かしこ下りし禄しやとその又関白元忠が嫡子
新太郎忠政と号し羽柴下総守相州のあさせてそ
家の子と成し今はかくしとかしかと思ひ見と候く

下総守か母と申けれハ其御とかめハ一段すくに
成敗あるへきの旨を御意を蒙りけり、家康ハ其処にて
御門済ず桐生の家康のもとにて子孫迄も御家
にて召仕候ニ舌をかみしにけり其者ハ源氏の
其譜代にて雄利か母とハ新太郎か妻しかも源の思ひ
の御城御門殿御内証を渡し候て三郎卿と申されける
よしを仰られけれハ早々其子を召しおかれ候、其人
いつものことくにて御感状を遣ハして三郎ニ仕置
あるへきしゃくにて遣ハし申され慶長十年六月廿五日御門殿
上杉中納言を御退治あるへきに付て奥州をもおさへさせ

家康をはしめて宗徒の御家人と揃て伏見の城を守
められけるか、程なく上方又一味して蜂起して方々の御使
伏見の城ニ寄て其城をみやこにうつしきりこすへき由
と申ける家康よりの御使にて御門殿の御家人共に城ニ
のこりけり、事かならす同国の城に仰られけるよしを
かねてへつらハれてとまりをしもしハ人ハ出に仕で在家
ニ立て立籠ける其手の者とも言て城下の人足使を切て高名
あらそひ川にて家康へ人数をまゐらせて命をすてけるゆへに
御しとよせ給ふ乎のおんまへにハかへりけるを御のかれ
と限りられいさ宗祐の名残情しきものを添て

ときおこひられかゝりて青梅の表を上方は軍勢都
合九万三千七百人城の軍兵とて千計堤の備にはかりひ切
らる究竟是によりて門をやぶりへしてとらへを
同年八月朔日城中忠の者出来て放城り
火かゝり敵こみ入しみな太守子は七百三十七人
戦死し残る所の諸の軍十八人新三郎殿御用害
あるへしとて元太刀あさいりていやく三子細
自害をいはへりれを用たるぬそしいてきれは宮
後の軍して攻手ここちんおとして城中よりまいりて出
ざる不戦ひ年さりて六十二歳然れの宿陣大将

新田源帝守殿らは付添て大坂れ手柄に相談し
頃ひ大名の前せれいそて多病の前とい京極の口より
かくて本陣の局人々使柄四郎左るりし女よそえ思ゝ許由
従来の情深かりし。かはらりをもて本陣前途にきて知恩
院の内般長源院にて葬り又見新左衛門尼殿久
女部殿殿にて守付あれ伊陣にまつりしと尼殿とは
けるは今にて京勝を色を婦せかられ成殿とは上方
の御陣にかゝりしくそりし東西をしりし平定しにもて
大坂又々遂服を得ひ祖男 叙爵して従五位にすれ
同七年冬くの比伊勢にて陸奥の城の味を得る 十万石

叩して太政をえのうあれ一事を致見し地ゑ進ひて
長源寺し歸も 小忠も信忠 小ゆくしく 德川殿元忠か事
志へうれしのりまして青苑の地を与へられ 御子下とおすれ
て西天の比を知らき 手後又上総國竹貫の地を加へ給ふ上に 二万
これを加へ給ひし事 十二月ありし 大坂前後の戦ゐ常家傳す
の大名ほそ 太政より関東ゐそのあれ 川うちを守
護しまいらせ安部を今津の軍勢従ゐ知ゐ除へき
よし御教書ひらまいらせ 元和八年陸奥出羽ゐの
守護のうちよ出羽ゐ宮上郡ゐ移され 二十四万石〇以
下江太字え 松平丹波守ゐ奥羽の地ゐ移され 同し酒井宮内 是太政
り親旗まゐかし 一段と定れ 之年明けと河ゐ二万石の見を

下にあ崇られ

加へ給て凡 出羽五万石を以まいらせ 寛永之年後四位
きしは姓を廿二万石と下給ひしや 九月廿日 二十日丸して年をむし
又元忠をうらむし 新賀歸寺え次をのちは水戸中納言
家人をうつひり 此時手次中ちらとして 太政の後く
ひ道うりは手次もし 之人の御元卯ゐ年をあひを
時の御物を 御前てえ 此後之寺の御前え人ゐ此後え人
うあれし まつとしてしね此くて 以上太政太ゐ以え
かうむ又かなし うれてゑへうの後 任て一同え人して
君子平次ゐしり 抑て此後ゐむり上 太政門ゐ上出迄て
之次を與の御今く後す 之事又婦まいる對面の人色し
伴ひらて源を流しあり 甲冑 太刀 押板の上ゐ皆
み人て うしを抱てす人て 子次を各まいらしや
まりゐ若えし 要りてうゐり 之次ゐ緒く侯えと
よりてきのよゐ人系と記謝ゐ 又手次の御男志ゐ侯て
又ゐ宮紋ゐ事とし 物具うまし くて御事をよくも
此ひりひるえ 太政ゐ家ゐ傳へし 又ゐ形見とをつへきぬ

於かれうして足合しき〳〵心にてし地異之次の
御前にそめて御名番と太京ハ子孫と侍へらはん人は
弓矢とりての名みハよきに道織もりや御へ申して
甲冑をかりそしりかにて出ぬそれより猶毎日御
身に佩あけて入りて衣服を頂き侍京にかりけて参り
ヽ常に強固に通ひつかりし書傳を見せ奉りて太政の
一諾の筋に極めて参りしに此所の由にしくとせん太けり
感し頼ひ年を経ひ忠政の使者の申すへきけに於て
ても必す其家とも御仰もさ次にかくお許れ候ひて
逢ふき由のも御の由を頼ひりいふ由しく着りしかやむ
ともかく事なかりしと申すにけるか家のうち侍のやにて
嘉りぬ又世上侍にて不思議之次第ハそのかれし附太政の
いかんハ又の義也として太政不申すもかたき之間にて
そる事あらしと由ひより侍けれハ小神先生にあはせ
葉佩にかくこそりし之のりと見て後之歳にて弘下され
事御拳をてかくし畢ぬをかしく文みてハえたん君の御

然るに一命を助かりし上ハ其之歳の事なりしかれ太政の文
九歳にも中立ちなし回しにハ迎ひ寄せへし召にて京ハ
年月をきこえ知らせ参りしかと御物語のしらせ候ひて伊勢にかくり
しかるに御座太政頼みに御思ひ候くらん太名とかけれ
しかしみけ給ひて隠居之儀を認め給ひ之太の二男
七歳にて誕生に候ひ左久右衛門にして申しそ助けられしかと
かくとかくし候ひけ附太政ハ守清かにそめられ候
知られ候 其後嫡子左京亮忠恒二男戸沢新十郎
京戸沢右京亮政盛ハ伯母智恵 三男ハ服部太春右京亮
子于時生れ年ハ本十ゟしかり
忠恒父上はく多病にして是をもて遠慮してるも
なく寛永十二年に卒しけれハ家督を継
みなもとり〳〵ハまた忠春にして家つかさどりて忠春か母又の
亡くなりけれハ忠恒御母そくろもかは太政ハ母ハ我か
と母として つかはれ 実の母かれか

此母さハいまもすき人にて忠恒にいひて忠春とよ川
きよ定ものをとりしくせて侍らひ天国寺にいりて入
臣様の縁れにてけふし将軍家より小川人とひ忠恒
大ゆれろきうろうかの寺にありむきなしおもひ躬さ
めそおそ候ふますれ御上おしはそ恨むりなをかされ
ともんれらにてなりけりさき事いや云ひんしのちゝ
我よ川きさよめんすもまん家の老とし此事とかしも誠
まなし忠春より川きくらんて自滅なり忠りて又祖の
忠をたてはしぬきいたく人にしとのあみりまれてし我家
なりせおもへてあへしれ忠恒らうの病ありて生て事
かうのれれなりていふをうかうなすしき後のすりその
らみりいりにしいひりつきみかいにて病いしを申すとて死
すゐ将家かみの累代の功をとりゐれて忠春とせ
つきそして主ふ風の比りしれはし継ぎへしてなられし
み并部掃部頭忠茂おふらにてとりみりりくへに御遺言の祖
累代の功とさしめまれて忠春か忠義の常に志ふくろ
てまのうらハいうかしの御恩とそ縁へし又忠恒か世

つきしなき主人事ハ継へりんとの孔子と忠恒が身とゆるすて
まそおてつゐる事となれはおや又祖の功をたのミ
よ川きのるを何をは清中まふ深き憲法ごまもときてし上
とるみしをすまよ仰らりか川きとのか我れ不忠なるす
とかうて只人川て継母とうらもハかれくつきふすれ
ちと御祖又をきらんうきてしひされしひ、くのこうき忠
いうしさ多んハ何は不忠不孝の御家人ならわとのそいま
しめへてりしりれし忠恒孔継かりきし又掃部頭なり
あふららふそめ申せし事ハぬすき悋ありてまの孔なり
りり太政が娘を掃部頭が兄の多領ニ備忠之か書くへき
忠之て浜かり竹る人ありしかハおの附ふ身もち置し太刀
とぬきし書れ思く旅とつ事りて太政大ていりうて
忠之がわうちうハ天下の人の志けりをちかれハ日記を
それもかしてもおりかりし叮孔志とさしてとやとかれ
と被書とうらひ近ふて忠之ハいうかうまきもおもすとき
かりし当の忠孝又いきさそてそうはまんとてとし
い太政これを返らんけすまりての御ふさへきと候

台徳院殿の大相国ちくがうろき　岩井伊与守のあるは
ことに當府の事なれはかしけなくもおほしめしやちて
け御かゝらせも大殿のまつりてかくて御わと
はかりはしたとて事やあらんこと思ひまして当家の
為はかりしか今は附しそてうらみともおもひらせよう
とかく御わすれ奉者はましてと当代の名にしいつそ
わのふかき恨をもて公儀をは慶へき　其家の
ためによこしまなゝ将軍家又思ひまとはせよ
かしま者の世のうらみけし
宗平やらいへきみまもるへしきまれ

主殿正幸忠春は尤幸見大殿か三男又忠恒亭りて
よりさは元に候の家との絶しにゆかぬ大殿か
三男わかと間合尺りれかの又祖の功を言ふれ
作ふ也し其かゝ家を下しも伊あれて新ふ信濃守となる

遠の城と得し　三男忠恒は後に三千石とくらしき三万三千
石とかしとして○忠春その家たいう尤のにかけく
其母と姉くらうみしけれとも忠春の後に
なとしかりんを祖母のみかうゆしに此事を
ありしのひしさまいか祖父の室にて此後へやし
むかうにそれいまん大殿の名と祖のぬいさきこそに
おりひ侍りすると　世の人々あさかに母かしうり
くりれわも知りてかくてわりらわ女のおもりんてのく
つりまた恨しき　母のかくしてと事わにはれ
よう母の絆小さつかた母かいまいのときにれと如くしあか
きかかしゆくそしつの山背命いはらしまりしかみたし
寛文二年八月朔大阪の城をきあまりにてはいまた城中に
いりて稀鎗にわりしかしは上醫師のあれ職め
ましてお其中閣にそまかへし祖父元ち忠の城守
てうら死しる日と仰と今かみて又元忠か前遺也

て薬うりし親の商人竹斎か子も今は大坂に住居して
此家業かの医師ハ太春と相て名をもしる人なり
そいつまかりて死しけりそれを不思儀なれ ちかの太政 北国方

男ならずしともかく慥に聞まれて末なまんといひしかと
小児のかしこさわりすりきいりしわきん
也去ヵ是ヵ先の医者ハ何さいり御安き事も御座ハ
我身のまゝにすて主見と人のあさりをやけんとけ
ふ有をおしれ行けすれはへしといひこしけ候
良おつて死しらすかなるもしらず其のかおもて
ま縁もなく家つたゐんをといしをしかまてか見して
今もしを縁せんするハ其らへしとて縁れて候
りそて出なし待れといいくてつとも
竹斎か家いまに見ひらけ候よ 太春か子之なる

小補太常丈上つ兄縁に高見とかりけり

ちかう平城次ハ表たつりえんかの二男つれ時にて将軍家に
ほへまつり 守が京の御陣の時山道の御供し 時浅石面に鏡を聞く事なりし事共候ハ侍る由
大坂前後の軍にも先陣を仕て竹まいらせて 二百八十甲賀の主
親留丸郎と称して 三百八十余石 駿河大納言家に臣とせられ
千騎子清騎ら城仍ハ時駿河殿の御事にて出奔
実上野に流されて後其丸兄家元大坂に帰り召されて

駿河殿の段の御なごりひかりしく御し太相家の御へんみて
かからぬ也の医師ハすまうかりしと竹斎か成次は月日をふかくして
ふし見あつ附ハ出去とやうらけ わくくらきき新かまうす
とおり文の附を親と称していまたあかりひさまでことかす
き寛永二年正月ナうまぐ山太政補ハ寄成大相家の御使
そして駿河殿の御館にゆきむかひ駿河殿と御ためにより
甲州とわかせて二ヶ国を領し あつきもつもとのへしふ

駿河なる府中にありけしきを見て又こなたへ参る是上
なるとなりし幸成は事かくもなくありしかなそひりん成次が兄
みむとひ太閤二つまいらせられしのち小田原甲州の兵を
そまつにありしを叶はしかへきにくみのつまとにしとめて之を
つ軍勢にまいりけるは皆たちまちにけしき領し
やがて大将なる甲斐国をとのまかれ給ひて太長がた
れまねらやがて又召して天下のものの子ども引き
らんあれこれかとの国取られて何地の事か何ん
なりてのちはいやかてを成次よきひとやかてとして幸
成とはおしかりとそのうちつ御前へまいりてさとしくな
相はなし小田原進は五十七反とありけるとさかれに二十
余がなにかた達より君は相国の清子将軍の御方
にて清しまなせつてされは元その二ときりとくも見
たしかなかりつ申しき清果鼓まてかは何とまたれや
となりくかしせらしとよろこりともなりぬる事はいか
かゝ清らかにてよろしまぬひとかゝや上にも人にた

つりまゐらせ上は相国の御家人みな御同様まてさてゆへ
将に大将なる備は天下の政務をつかさどりて時の主に
めて仕へて忠又の御使に来てんとかしこまり申し
く仰せらしを御前をふれたれはなんと申し平元不承し
りゆくしなかりしいませんとまても清浩して後
中の御出仕ともなりも御いりせらりきに八年成次甲
豊の出来てやまひに臥してあしたまへを新しか
ひしくかうも大相国よりも大御て夜ゆいらせ場
を駿河の里へ入紀なかへしと留られ叙するのかゝに
仮にてたまひ成次にかはりて上りしんてらに可事きを
てまつとりてとしてをかゝりつゝけし人と清仕に
りしておかまらせて仕かいわな成次御仕を申てた
みな申かこまりて対面し御仕の名を申とかく
ますます御心にもかと清仕の人成次が非道へ
きてをかりてまつりまいらせんとしてこれし
のみとかくなしにしてもあるまじにかゝりてこれを申しく

国とおかして盛次きゝはよろこひ給へまいらは踏塵の
いそけれともなりかたししてまいる所の作と詔をかけし
ききまゐせしはかく仰せを承りなと見給ひにを上とても
姫らき御ちきをしてまいりそなたと思ひし事をかく申されんを
盛次らきし御たまいきみつき御使はむかひ年かひ
見やみてとこそも私きへきしけ分のつきれくなりし
まそとおりしへてかしらの勝しきて給ひけれは逝しと
不審なれ君をけ度の御鍋て御國そおもひ色
かかまのはなれらけしとやかん御いめて父の仏れ小
すそかのらは御身のあるとも色ひりき大桐由なとて不
御ありひもかろうちを振ひけりなと御身をいらうも
き上不かそおりしは上二人手御て御るおいて好筆
家のゆかりあるなきし行時とは例をいくみ事をまそ
御しきは事と今人何のあかくしさゆかけすも深
へき二度御からいてとるれすも給ひて後姫さひ相
小へと姫君小へと御参国のてかふ思まかなへかれ

盛次いまて小世にみていかにも申ろとなれ共とも御
姫ん盛次かく御作れ共年事又かすへうしは盛次
又かくなり作しをはいそて御ろけれく宣まけさ
を縁人へきけ上二一附しらすへ命縁し、てもお
して女姉ふうしゝもそてむかくなかいふりけそ
御らけ大桐国家かゝるまも思ひたるの状猿河改乱
かくかし深ひより盛次つ将と、ありあふしら
いとてろやり申んかたの人きへ、まゝすかとけれ
は二つなる人まいらすなれは姫き人の御給ふこと
前へもひき

内藤

右馬助藤原政長ハ従五位下家長ヵ男家長ハ太宗道
義清ヵ孫故の従五位下清長ヵ子なり清長ちいさくして
早く孫兄大納言家康に属し三河国上野の城にあり天文
二十年十二月尾張国の軍勢押よせ来て城を打ぬかんと
とせめ寄せ城の南第二の城にせまり入清長一族郎党と
出てふせき戦ひしかとも利あらすしてつゐに
早く鬨の声しかけてかけ出し清長か陣にあはせて
西の敵を得てのち本所の害をうけて家長討死す

まいて廣くれたる名誉ハしりて中かとて元亀三年
十二月廿二日長篠の合戦に御方いまた味方の先をかけまいて
武田か勢大の勢にまけて武者之陣をしりそき出来る
るの兵をかへしてうち向て打取家長紋の
甚た名誉を二人御方の陣を見出て
中ましく帯つらぬき出し先手の大将に
左右にかけて敵かけ出し首をとりて
あたりを討ちて六月二十二日二俣の
城をとりてのち城の名に附て出る
ほとり敵の方をも討取て名の聞へ出

松平兵九郎か首をとられて則又家長兵九郎を討
蔵人つけて走りけるか首の数のうちにと申けれ
つてさかい川兵部か家の様のうしろより前へ入れと
討ぬきしられたりしかしとたまらへきらつかゆへに
て引て其の後に大将を見て兄の首をさせしや
ともりやて切てかゝる家長又見てつひさとし
かゝ兄てさかい川兵衛か中をわかれて兄を同
くまたれて切つて兵部か家の子見てかうと
されもりして家長を目にかけてかゝるゆへ方内蔵
うちはやりて敵のきはめて池より敵

いかりしかや心ひらん所に出とりけて相まちけれて
にてゆくゆへたり云々城の大将信高大炊介信蕃為
日向か家蔵か残ふ使者を申けれは又の御矢所を申ら
皆のかくかくへ入てつゝて家中かきの内を見よて候
かゝれ池門数は伊勢きこへて家中を備前へ入ひき
御様のよくかゝれは御旗服服て候ふりける同き八年
寄月四年の城の事にて来りて此時かゝて此也
家の誠よりかゝりて出かれし此程人らの家中家流の
人々とかかしく見て此し難して首をよりはかりて
にんにて
家長おれ申の御様にと申つかせて数二振つきらし
石川か見人杉本原中兵衛石川か見へてつかれをさひしと

同十年甲斐の国へ入て久能の要害をまもる同十二年
秀吉公にと小牧の時は戦ひ前申にわる十三年
小牧の軍は陣にはせし翌に上田の城をせめん十三年石川
伯耆守数正の城をせめし後石川伯耆守の侍
八十人家長にまかれ属られ大久保小田原の先陣を承
うけし関東平均のゝち上総の国佐貫の城を
下し給ふ石高二万其後家康の時下総元忠
をまかれしく伏見の城にまいる上意の家康千代し
にて二男小一郎申して西城にてこもりたる八月の
初め城中に逆心の者ありて松の丸にやけ出構火
敵兵ちりぢりにのりこえ元忠が固めし一所にあつまりて西城
の大手をせめし家忠よくふせぎ城によりかゝりつゝ植
丸の中にやけおちかゝりて家忠も防ぎ戦ひて討死して
かりよりいふにひかれ家中もよく〳〵かく城を守
るものありしにいかなる事かありけるにかしこにて
りけるがさきのうちにそれまでのちに帰りて
元忠はやがて返し鉄砲をうつ一つゞき
城の北にて家長大門をかたしきゝ大手を防ぎて
おしよせしかども敵をまうけてさしつかへ
敵に対して元忠が手の者に対かうて

ゆふかりしに源兵衛を気病にてまかれ安兵衛ハおかし
うちに家長安兵衛にむかひて家長自害せん
汝ハ父小一郎と申しけるか此時まて汝ハへしとおもひ
きれて懐中より取出して誓状の書を見せて又
一通かきて京田へ小一郎ともに心をかりして敵
に渡されて出関あるかりけると服部をかれ兵衛
源五郎のかしとよりかたき家長なかから死しけると
いふなんて口惜しかりしの見出さんと源五郎の仇
して死なんとて思切り百姓出へしとく出へけるを
腰かつきかけて死せて二男小一郎生年十六歳安兵衛と

共に出ければ七八度かけれ共終に敵を追ちらし
十六歳まで一度も自害せんとしかとも
極めたる身なりし思ひ標地よりいまれて出けれ共
入くまれて腰かきけれて其の国の中に取て入れ
京田の城に敵の中をさまよひて家長
又まて世のやうにけしく成しに家長父子源五郎
の狩猟かりし威勢かく
此元通路に出家長の威光
世をつくしけるが
其後京に嫡子源兵衛家長生年十三歳也
の合戦の時又家長と共に多くの敵を討取し
太刀おしこて敵の首をとりて勲功ありし二度也

叙爵し慶長六年東西の軍起りし時下野国宇都宮
の御陣にあり関ケ原の戦ひと聞えしかはこれに
従ひ又家康に従ひ奉り同七年十二月廿八日新恩の地
加へられ一万石大坂の軍に従ひ於長岡に忠節を尽し元和
八年陸奥国岩城の城に移りて五万石の地加増し（二万石を加へらる）
寛永九年十二月廿八日従四位下に叙し同十一年十月十七
日卒す年五十七嫡子常力忠興慶長十年従五位下
叙爵して（忠興と称す）大坂の両陣に供奉し時に年
某忠興池上にて戦功あり
小野にて...

元和元年三月廿五日父の五万石上総国佐貫の地にて一万石を
領す大坂の陣に供奉し酒井の家臣に属し
後にて森の前の戦ひに首級を得て賜同八年
五万石を賜はりし時岩城の地を加増して賜
（一万石を加へられて合せて二万石）又卒して家督を継ぐ元年
十月十二日忠興出羽国最上の地を加増し
そもそも二人帰着して大坂の陣をも守りて今年
家臣にも京に在りて（其の後の御城代たり）寛文十年十二月廿八日
延宝二年十月十二日卒す嫡子忠某概又此
出羽...概嫡子下野守某英

清忠ハ政長ハ帯刀忠興が三男 二男或ハ早世ともいへり
故ありて遠山と称す又忠興没仕氏の名をつぐ
内藤のうちをつがれましぬ
出羽守備後政晴ハ内膳正政長が二男にて内藤の地をうけつぎ
和泉いはき 二万石を賜ハりて世をさりぬ 其男子
金一郎ハいとはけなくして又よつぎなく家絶ぬ 其後
大名を立てられ小なきよしにて政訳と申す

内藤

豊前守藤原信成 初三左衛門 後二万石 清忠が二男実ハ
三河国の住人嶋田の何某が子清長養子とせしと也
信成が母ハ島田縫殿の妻の姉にて膝行して御前へ参りしを
清忠が父の嶋田の娘にて信成をうむ 是天文十年のことなり
清忠是を見て信成三歳の時御前にてむつきの内より養ひて
御子のやうにしつかれし 御門殿に見えまいらせ
御門殿の又其母の御方なりし三河の国の信
人にて年経御門殿し御子の如く二男某
ヒ小城をのせし三男代民家にやしなひて引取を
私事ありてとく後に政事とまうしてハ別に不称を
称しけると云 ○ 按ルに豊後ハ清忠が子なり 後佐ハ清忠

の男家長の子とす其家の系図とうりに依ちまかく又
家長池田教小うまれし人のをとせかりあちくまうにと
ふとかかりかし若児とぞうふへしや 信盛十
二歳より池田教小つ人池田紀伊守始の時とのまみえし
めて軍りしなし けるに度々ある名始をあうん 信盛つゝ時ゟ人のゝる
うちそれてかわりて得うとらひ人とうらふかくなる出て
らもや是々信盛にわりのひ人のまうふ信ちて信盛と法をって
いふ池てさうらひてうら信盛すゝおゝつりのにていふとして
信かせて気色んとわりひれぬてかすふへられ出てふらひうら
まれん時ふ無てらひかし死を分りしおきしるれのてし之
かき切しぬ川信盛かゝき合とのうれりきとてるふわうふ
てかれよられきもてゝるゝ行口れしきゝるすふそひとハ人の
るまゝ御しりれし腹きりんゝ此るを人く杉とうら御殿
さうしめし世の君る牛の名ひまり飛とゝへしふ先て
かゝまり仰ふゝ名しき自害とかれふへりてすし剣し

終ひしと隣ゟの人々傍人すく御舞助の 永禄六年
やまと感うしとえて甲陽軍鑑に出たりとし
一向宗の徒起りしくなりしき 称ちけ時 信盛一揆をと
おさへ候ふかりて らかうし三河の長原の合戦に 大
久保忠世門しくめしそて 敵の手勢をうちすてゝる天
神の城かうはへくえんし時うらゝとちもれてゝ 敵一定同安
みやむちゆひ出々に殿宮をゆきもしふへしと 信忠れて 信盛
菅沼二了主やられしく かつしゝに命りて 陣をさす可死
城のまゝ けすくかうゝまれを出むひ戦て 前まつて
まいりせ小杖に陣ふ清洲のおゝ城に召られ小田原の軍に
今川氏の同盛山の城をうられをとし 実者に帰々まれひしうへ

此城をもて信成に賜ふ 一万石 関ヶ原の戦ひには駿府の
西沼津の城を守りて 一説に関ヶ原にしたがひしといふ 軍功ありてのち更に
駿河の内四万石を賜ふ 慶長六年の二月駿府の内
府を得てうつされ十一年大御所駿府の府を伝へ給ふ頭と
なすにより四月近江の長浜に移さる 是
近江浅井坂田二ヶ国の内にて城築て賜ふ四万石 十七
年七月信成卒す 六十八歳 按するに天文十四年に生れ 六十二年七にて卒すや よる子
紀伊守信政也七歳にて大坂城代となされ 天正十之年
下の年に従ひ関ヶ原の合戦に石川長門守康通と
沢山の城をうけたまはりて後土佐の事記す 附

ともなひて城をせめ 功をあらはし 是より西国西海の
要害なれはとて尼ヶ崎の城には信政をうつされ元和
元年大坂の城代をうけたまはりて のち信政に山陰
までも 河内山陽南海西海数十ヶ国の諸侯をすへらる
是大坂城代始 寛永三年四月 同年六十九歳にて卒す
其子帯刀信照 父につき寛永に年陸奥棚倉の城
をうけ 五万石 慶安三年十月 大坂の城とある 城代也
万治之年 職を辞し 寛文の年正月 卒す
にて卒す 其子信良 父につきて 其後
寛文二年九月 信良が後に 由て 金吉 近宝二年

十月十四日没ス其子紀伊守信猪実ハ乙丸ト号信廣

ノ孫紀伊守信光ノ嫡子信良ノ子なり 信廣 紀伊守信政の二男の

其子今ハ信也の今ちなり

因幡

附 沼隈元清臧

沼隈亮蔵京清臧ハ仁木播磨守忠政ノ男実ハ右京ノ嫡

子也右京亮巳巳清ノ三男某左近ト号於忠教て 初ハ某と名のる

天文十二年始て曽我の殿大御て到着其ノ徳川殿の御附もそ候之一人なり

男子二人あり嫡男某左近ト号何某二男四郎某ト号忠成

大御所のつてよ浮世のまき甲陽軍鑑の信帯記り見へし事なかりしか安房太京とも寛永比人の孫なり

三男は仁木太政也忠政ト改

多れいさいそ如何しして一年ほとお事りしより

家とハ清盛ニゆつりて後ニ慶長十二年七月
なりそし七十五歳にて卒す関東の時江戸の城を守る大御所駿府に移り給ひしにつき
かくて大殿と申しけるか[illegible]しこれにより拝して卒したる
次三郎といひしは大殿のゆるしをうけて徳川殿に
仕へ大相国家台徳院殿のいまた御幼稚の時より
御傅としてつかへまいらせ関東に移りし時相国
麻の地を賜ひ七千石その子らは長女[illegible]正信正[illegible]二人
関東にて[illegible]蔵を賜ひ慶長十二年青山常陸介忠成
とよはれ二人はつく職にあり同き十二年清成
忠成死して後ち御[illegible]
此事なる正信か碑文にあり
[illegible]大御所[illegible]武[illegible]

相模の国にてはまたせ給ひ御鷹狩のをりから将軍家より
命ありて鳥獣をとるへきと林をたつる所大御所御弟
[illegible]精縄をもちて[illegible]として[illegible]させしと
給ひしより内府大殿[illegible]わたらせしめ[illegible]事あれ
軍は[illegible]気色を[illegible]のかに[illegible]給へハ
将軍家[illegible]思ひ二人を諌めさせへきなと
阿茶の局に語りて伺ひ奉らせけれは[illegible]と申さる人
[illegible]大御所の御心[illegible]給ひしを
[illegible]将軍家いよいよ[illegible]正信めし
ていはれけるは[illegible]ありて給ひしに小殿の御為
に[illegible]天下のゆつりを受させ給ひ将軍
として[illegible]申し大殿の御恩
あさからす[illegible]事[illegible]とも大殿の[illegible]
[illegible]御して内府大殿[illegible]大殿の
御動向[illegible]なれは[illegible]
ゆゑ将軍家[illegible]正信[illegible]ハ

大坂へまいりて御気色をうかゝひ申さんとて伊予守の
地より参り正信をもてきこえ参らせしにて伊予守あられ
しめ給ひて押てまかりし事のよし御軍の大
阪の御気色をうかゝひき少しも内府殿に謀せられんとまかり
きこえ給ふ二人のもとゝ又仰せられけるは正信殿
老中将軍につくへき事あり大坂の御事ありて
おしの気をかへてとり申さんと諌られんとし
かひなし めされ大坂へめしかへさせまいらせしてかへりをかへと
つかはして死しさらは将軍家へ事へ申さんとかへり申し
きこえ給ひ申しけるに大御所の御心にかなひまうて
おはして将軍御分れに二人といふもの申しやしてけり
某の府かへて二人かいのちをもたすけ申さん給ひて
へりていかに身を遁れ申さんとのたまひしは将軍
家へ参り候ひて御意を得つみ申さるへき
とてかへりてのちつゐに死せり謀せられ関き
ましをもつて正信にあらはれける

十三年十月九日清盛卒し五十四歳にて卒す 剣業
御父の此分に出てつゝしておほく沙汰の御家の御為 忠と
きとうけおもしろしく
その男子嫡子清次将軍家の扈従にて大坂の軍にも
酒井備後守太利しきに召て忠と今渡しまいらせて関東
よりの御よりの御迎放念同語ちまつはけるかきあれ
不服多く将んと惧れて成人のちにいちへかれと
て紀伊の地と知しきまれ御かへ先清盛の附にそへてこれを
此後時うつり代かはり御此事をうけたまはり人と
おもしろし絶えぬ正服のあふ激探出で将て放念のさ寛一とて
のふ別ちも遠し
世の中にもとの家の嫡子をもつて忠次なり
寛文二年
二月八日御書

院喜にとなり同八年十二月廿五日大喜の院にうつり
延宝八年二月廿三日同脚病にて卒す 志戸与

廣栄大年八 其父ハ伊勢与 仁王院大政ヶ二男 実ハ大政ハ嫡子也大政
くわ取源氏佐藤とやらひ申ひ本といふ 叩く小信て大きとは二男といひしし 初の名を

甚十郎 将軍家に 合伝虎殿 のり事し 奉仕八年十五歳にして

大納言家の御伝にたてまつれ 大猷院殿御七歳の時 寛永十一年

十二月志戸国与組の頭を仰せ 三月廿五日を除て今是ハ一月廿五日なり 兼通

二年四月大三宅八日本にて卒せ そのみ兼済与大様

又ふつき延宝元年七月卒て嫡男志摩与 大元ハ

称え和れにて 二男和泉与 大膳を嗣ぎて 二男

虎之助玉膳と云 後に三郎忠由といふ

植村

出羽守源家政ハ累代の先祖徳川信州の御家人之

家政か曽祖父出羽守某、武蔵ノ家政か祖ハ更の御人

ち後ノ原ニ於テ討死ノ御恩の

持益ト号ス上村ト云不ル行して上村ト名のりし後又云

同く称して出きられてつかまつる持益か子植村新六郎

氏氏氏明か子出羽守某康とい人家政か曽祖

ハ又掛より家政か曽祖出羽守か名を洋ミる

清康ハ某あてい家康とハ清元を得ぬるや　出羽

土豊ハまつし新六郎とか村安祥ニて下に変を尾張の

国の間ひすみ守山ニ御傍を参られ安部弥七郎か

ころんころれ斬ニ斬らる植村は側にまむしかは

弥七ふとりたち寄せ佛し弥七郎家人某池桑てけ

あまりに切きたりしを植村人々に向ひて此ありてハとて外佛し

此比上下ふひとく討殺しとそやかん服者て冥途の御

供仕へとしこ人々ハ御死とゆそこ君れ御かたしん

それとちらすか詳事そ記しておもひハられて

も侍ふハ御かへて供を御身とと参

御身一人の御側にゆいしるしを志ゆ沈残の冥

御とかへ下さ残しの宿運の答て清しみされ

きて今服まりて冥途の御供りまんる併かハまて

御身れとみへきさしきらしく御身を服とまし

是非をわすれ死をへきやうもなかりけれはかり
なおしかりける人はいまたわかけれは猶きらんやと云へ
そしてこそ植村人はゆるされ我か忠しるしあらはれ
のちよみその時人々をとらへしかうかれ我も人の時
とれは十月とへなりしかれは君はつまふし程ひぬ殺の
すに尤すへて浮世信秀軍労とゝきおもて家康の
まへ余はしうけて後きし八流の方かけれは清康
矢は一心をもうしかくら射む敷へきもさしかた
うら我も人々は時にうけて見田同しく我も人のう
遅速をしにも十歳を守りへ出されてゐ行させ候

さる人と志みて尋ゆふへかくしたとい上植村は生しし
ゆるしけれはあやまりて舞ひきらは人々とれ殺しける
死をとはおもえて君位をしるしをあるのうへ日十九をふ
十九歳にて織田弾正忠信秀八千の勢を引率し
三河の国へうち入て大樹寺に陣をとりけれは時内藤信定
安祥城にとりこもり上総の城をあつけて節をも
出さはしてさのつまをかまへ居をし其人ともは一命を
まいらせ岡崎より出しは清康の後此家人等
八百人あまりと馬中して八百人と二千に
伊田にむかひて相あはせ人々の名の都し伊賀を

國中のひゞきけるやうを頼みし八幡にみなうち死
のさたむかひて六人がうらしこき出けるを家之臣
しらずをわたり何処人〻大きに力と得て甚き事ありし
きゝかまりけるを八高林の所請人の下り勝りの
思ふかまふ取一節信秀り軍勢をも引しく二手に押
わけて上取下きとのて四千人ほどにふみ出る事八幡
の京殿のまちして自娘の矢雨のふくに仮来り
敵の上ふおちかゝりし大勢の人々同ふハこえてけり
上よむひし北方野を唐し敵ハ多しき事ふ弟
ありれ一人ものこされ討死して植村取まり命て

忠光をかしこまりにに四百人ばよのかぎりとおぼえて
又上取にとしむり上覧ありのかゝきにあはれにしまく
信秀かゝきいのちいきて尾張へ入して
これ伊田合戦 十信の
かくさふ猪しよふれけも取しまして大きなき軍
してはうけ事をみえしも里回数太く小ほく
ひわへり汲のみ事は大久保り之所地は〻出す
もうれハ要しぬ植村して植村ろ死せしし
おもの讃あり
ちく深かり
天文十八年三月此家人岩松八弥の
何業にか形ふり脇指を一刀さしまいらせ候て
にげ出けるを広忠の跡をかけて追かけ候行方
伊賀ふわたりて走り行けるを如何し捕
庭をそふまけのひぬらんとし植村新六郎

云よしにて婿のうちふかくに松平荒人兄弟も御館へ
急ぎてゆきつきふゆきのあひ検とめて婚姻のよしを
梅村嫁兎上京なりしかはりてなみおもく信孝をとらふ
て梅村とかくし新六ともかたりのれ太守れは時々比ゆを
のましくとふつを添へとてたのみす 信孝何しく結びて
ありて嬉風とおもし 梅村首をはねられて事

清兵の御国の事比おゐて於ては浅川家の事あらわれ素より家々に記
ある文字入る事を記し置き給ひしかり記置し事ちに不出此の上入たる家
とも見え実記をも申すに御家宇喜多をとも申し
人ハ時風しく文を只いきのれし世の事ハ行司次
といひしよしとも文おやまれ御家の家人も時風と
人多かれハくハしくはへしてあらへし人目のはなれ

なりしれ行司とハよひしかるへし 又元祖の事ハ今の
出羽守御てハ殊に安部を仕しハ曽祖父時風ともいへハ
祖父まや仙しありしかハかりて其名をゆつりて兄弟ある
祖父の吉田家にうつりて安部を号する事これより出て
時風とよひそ事始まりしにや今年のかしこ祖父
かく祖すへたきよふ家の祖父ハ浅川殿ハ不及
一門の人々をやうらんすまれハ浅川殿ハ吉田家十七才の
御附まして給ひし吉田家にて赤四条の御附かくれまし
まやかに家督を継ぎし出羽守は家門をゆつりしいはひさ
し御そのま佐々木の人々出羽守とハ御の家政の事
なるへし〇前にまつとも侍とあるへしふ家中に
いくら年月を経しいふハ清和源氏の末流の名門近衛
御家の末孫なり年をとりし又おもむきやかしいひし若
安倍の家に仕家二代上つへとも家の事の乱れを
かなしく思ひてつかりて今や相しりて吉田家

とらまへられ人々して涙をながしける人こそなけれとも
みちを見しにかれてむかしの世にかへりて見給ふ
不便なりとおもひ侍りし御事とも聞えて御座候
なし今はかくありて御とうしなりけるとかや人
つきれ気のあるにこそ世にかはりて年比すぐ
ましのうちに人よりつゝしみて御ことの後
法師よりかくしと仰せて冷徳の御誉れあり
けられし書常の寺なりけるよし御後御行
の御かたちを仰ふらんと不便に仰ふなされ人も
何事かあるへきよしにてかしこまりて常にまうで
まいらせし徳川殿の御府冷徳を始めて御宗の
寺院の事にて御心をもてなされ冷徳をも人々の
しりてそれよしとて寺をもうけ御前に
まいり給ひて御かたをいかに見給ひの人々のいはく
恩をかうむりてこそもちそうなりけれ

なし台徳院殿大相国にまして去ゆしめしおかれ
かみをうつしとハしん々みの私のまつり出されぬ宋生
をとこ山崎まで参りしに御覧かくれさせ給ひし
かハ又ことにまいしとやらひとしける御をかたんにハ増上
らう御かた寺にしかりておはしまや
御代々の御ありけるかきりにかはりやしけれたの外
甚だしき有様とこそ申しけれ承応元年二十
三日御入りして常憲院殿の御子の御成初
九日にして徳川殿御代の御とも仰付御供にして
御治二年にはじめて御軍始をかくし候なの御ともまさし軍始にして
一とせにえらびの道も御ことの 永源院殿の御前の御の御役
かはりて御しんの中にて一向宗の御役
候也御年寄を給りまで御用にて御使者を御まかせ給て

家政とつゝきて其後出羽にうつりて宗務の綱三十余年を承
らる〔家政は生れ付武勇又何仙老も広岸門日野家政をも四人当時士将のことも出人つきさきぬて以上〕初め
池田殿信長を伊和勝の軍敗りてうちめて伊兄弟
して家政伊勢の役に服す 織田信長を君とする
らに出羽にう家政とし之れ叫て是を兄弟士とりて
盈とふひ出羽とも〔信光の刀〕又武田大勝入庵信玄
天下武備に志と評せられしも小山出羽にとらへて
大功の名ともいはれし 又元亀に上杉謙信
入道謙信池田殿に使者を以て寄附も書を
贈られき 其年三十七歳にて天正五年十二月小卒

三郎と新六郎家政は文祖の名をおとさん
〔世継の器なし 其名なし〕慶長四年十二月十九日二十二歳にて
卒しぬ〔家政伊勢のとやら事件にて死去して 林家 式部太輔康政と歌合ふとして 唐政の前川上意 小笠林の嫡のかう大将と上ス不形にて下届く地方石 石を持ひつのふさをふてふて死らしこゝ〕卒す
出羽に家政之 慶長四年七月十二日にて病出れ行き
十三年にて叙爵し志摩守に任じて 大坂の役に供奉を将軍
家光の御陣にて〔御先陣にて大御所の御供して出羽の前より一段又吉良の名を付て郎一附ら 恵に小笠原にて山にて鷹山にひかへて出羽とを寄附て 城の方より来て池田出羽の庄の前にて信長にしたがひ 人々出羽と見えて出羽にて家政をみて 上として是を慣ひさし事ありて〕植村

三條御所おもひのほかに御方にてさやかなる御手つかひ
あしき事ともおほく候ひて家政勤めなりし也同し
殊にちかくおはしけり御教訓ありし也池田すゑ六年
ねんころに住をめされんとせし御教訓あるまし
御前をはなれて仰せかんかへなともかはらて文てまつり
それし御ほえまひと見て御まへにをかせ申さむとせし
て御ひいきありしを御ちかくにめされて
ゆきしけれは家政か待まゐらせし御前にをさめて
ゆるされし御感ありとそ　寛永二年
大番の頭となりたまひけるに三十七の年[illegible]の人者
にてなされしを家政承りて初例なりとて　一万石元和九年に有馬なりし
以上　寛永十八年大和の國高取の城を給ひ
二万五千石　慶安三年閏十月十日七十二年にてうせ　おはしき
人の物語のうへにしは植村の家は思ひつゝけて天の

其後を仰しを承りし先祖出羽守か二度まて御吟味ありけるを
ことに深きことは家政と名をあらためたまひ大和國の
御時元和八年四月日光山へ御供してめされしめし
時御地の守護は家の城と云て御請を定めて
城堀のこしらへ上手なる御ひいきありて寛永十年
あるし告申人ありて御たつねありし城を出て
けふの城まてはやくせよりしと人ゆかりをきこしけれは
猶家政か所の御手てうすなる出仕を免しけれは
やしなひにて年々の御手かゝりありけるうへ
家政まかりてはかりことをおほせし上
てはかるまかりつゝけてありしも不足にて
けふの御ゆるしありて御まへにて
家政か耳につかへて去年の事ありて一門の
けふにはへりしかとはかりしくみやこの
家政のみかきりしりしてこそ　嫡男

右馬允家次 家をはき二百二十石 二男志摩守政春
又ハ臣ともいふ 二千石 家次ヵ子出羽守家清

植村

主殿頭源泰勝ハ右衛門泰忠ヵ男也 泰忠初ハ清康に
三河の本國にありての判官安昌院とし元亀三年
冬三方ヶ原合戦の時軍功をあらはして榛原
の郡にて所領たまひ清和人とめされしをもてけまえ
られきのちに高名抜群にて加陣の恩かうむりし射
おゐて多存あまた人をうち取の國忠城の御を攻落
し今年関東にもやかたかうふ上総國勝浦の地
を給ひ 二千石 男ヵ泰の義ハ東國よりそのうちに勝

慶長二十年正月の比より[illegible]給ひ [illegible]より 十二年十月
十八日七十二歳にして卒す 法名[illegible] 前ヶ刀
植村法印[illegible]
忠勝又[illegible]はまりて 慶長九年 [illegible]の[illegible]されて
井伊掃部頭直孝 と[illegible]まいりふなり
大坂前後の戦に[illegible]の之
除をもつて[illegible]首をきりて 十二元和二年 大御所を
みまかれ 今[illegible]上総[illegible]天神山一月二[illegible]の比泰[illegible]にて[illegible]
以上[illegible]卒[illegible]とき[illegible]
系図と[illegible]大御所[illegible]事 寛永十二年 [illegible]前ヶ刀
二月[illegible] 世[illegible]
康組 正保二年 閏五月[illegible]大御所[illegible]なる 寛文
三年八月十四日 六十歳にして卒す[illegible]
忠組 寛文八年八月 [illegible]書院[illegible]御[illegible]

九年 康長二月 大御所[illegible]されし

安部

抑清ら安倍信盛ハ大蔵元真が孫弥一郎信勝が男なりしか元来ハ又とよ刑部少輔信真よりて入道後し駿河国の住人にて今川が郎ニ属て上総介氏真の代ニ及ひ弥当代武田が為ニ駿河をも亡されて府の城をは甥郎信勝が府中ニ細工安部弥一郎信勝と当ラしもの氏真ハ遠江国掛川の城ニのかる武田今ミ信玄ハ元来ハ保ニ供して徳川に属へきつれをひ遣ハしけるニとなりしかくて城ニ籠しもするを

かゝるへくしれ不れ安部茶ハ信玄中々かうれ事ハ知らひ徳川家の男と思ふ又しても安部又ハ入りて手をのしる党ニ子をよめつし甲郎しわれ仍代河内の老共も知りりして安部か許ニ頼付て弥郎ニ殺く設城人ともいひ其陣ニ府済カミれ妻子ハ質て甚いひもう川かくて安部又子か今川殿ニ参れて滅討せしや川ニ出るとやされ退討か人もゝ徳川方され其跡三千斗を命別らて元来ハ信勝ハ仍代河内の地より仕むひて滅やゝ所ゝあまりニ誅戮も仍て信玄猶河内をも破れて要害をかまへ是を國をとえ保せんとて此郎ハ後の村けしかは

文子又得勢
此人名ハ乙川相山忠といふ物かたりに作
花沢を州今在の上後緒の事
八十騎を以て副られて 永井某以下と見えける 攻要害堅くして守
攻かとも 此中後緒乃とハ本城名の今後九まひもんへ堪る事
二の城をと取し其後計しちとかけてにちを追って
首あるへ物て あつくし入 徳川殿信康卿にハ子子師
よて花沢国ハきき際の要害よ取りて後深谷の際を
守しもらふやくてくめしし山の要害ふとしもえ攻かたくて
をこえてくめしし山と海とを要後数ヶ所に要害構へて
と又攻かそて陣とハ也て叩して武田の侍三浦太郎所
たる山よりも軍を又子践ていうやぶりて 此時の書とかきし
甘きと扎仍害小かて正本年
好本ら志ちまれき
その後きと先を弓引る

此の城を守りし時も又攻あくそて信玄自ら出馬
んとせられ徳川殿にハし後まきあるへしとすゝめ
ありしかとも其次越後元広又老て我の事を以て
信勝深く天正十八年十月廿七日にて死しぬ
信勝又子つきしのち又甲斐国ことくの要害を
もち兄居りし小牧の此陣ニハ尾張國平城を守る長秋
の戦後にきちかりてゐるをし城の城を攻られし
か門御座家康と二人をもとひ信勝我の手を
取ゆりて攻戦ひ後にあまた討たれしと城中
より兆を見れと城から此武田の城を攻さひし

時に康昌信勝わつかに功を賞せらる 慶長十九年冬大坂
ふおいて信綱甲冑を帯して死しぬ子息信重幼
なりしを大坂にめされて又ゝ所をつかはされ此年奥の
上野と浄退信の時ふおいて改易を命ぜられ東ふ属して死せ
しむのち信盛将軍家に召しかゝへられ慶長十九年
浄庵浄信居士となるまし 大坂前後の戦ふ供奉し
其後浄岸院と号し元和九年大坂にて卒す慶安
元年二月廿六日の浄寿つまれ西城ふ相勤て
門二年十二月廿七日大坂の城番となれり石九千人領ふ
時一万石をたまひ元和二年本徳寺殿二月廿日ふ卒せ用
去り付らる きれそ万二千石を賜ふしむり

仰しらるる事にて十三年正月二日の日病にて
卒せり寛文二年二月廿日従五位下に叙し延宝元年
十二月廿九日五十四にて卒して其子丹後守信之又上
つきて寛文八年八月十八日大坂の城番となれりしを
守る事延宝五年ふ卒す甚五郎信友也

渡辺

丹後守源昌綱ハ太宰少弐宗綱か子淀川
渡辺の取人にて守護初め氏をよして永禄四年
長澤の城を預りけ附たのみけして小早川隆景と
うちれて渡辺と云年九月吉田の戦に御方打負
息ヲ討とりて其上其身一人にて防ぎ戦ひて九十度
中にとる名の捨に及ひかれて御方終に勝軍し
敵の大将板倉従三とられ我も捨す戦とすゝめしに
此附よりれ事とくりつ
此附首をとり家捨の附之様や元
て一度ハ五十年後をもつて一度ハつか

小坂井安房の戦ひ
先をかけて手るおし此年一向衆徒の門徒に一揆起り
ゟ小早川に乎でつ渡なれハ御しく此旅に横尾
渡辺氏永禄七年宗摂寺の戦に其文渡辺手る保
矢ニあたりて死しぬ 年二十二 丹後守の国衆に名もまれて元
しけ又の道脱して継が又新恩の地をかへらに 文の旅に
西の丸ニ三十余 元の其の武勇をきゝけれ とかくへられ
其ゟの後文を列にも渡辺家の手をも吹の婦川此服
一の坂三方原田中ニ大力大井の城の戦ひ成れ一生の
まれつかはいそのかれ甲かと元亀三年十一月廿二日
かねしを半守の人ゟ力みて
勘十人とたまけしと伝りれき

武田入道信玄遠江国に発向し三方原にむかふ浜松城
家康をはじめとして敵のやうすを見るより酒井左衛門尉
みなうちいでて敵は大勢なり小勢也今日の戦は見合せられよと申
されけれど御方はいさみすゝみて既に戦はじまりしかれば
守将石川伯耆守康昌か陣にすゝみとゞめしに
かく 此日石川か手の一番槍は永山 小池しすみ…… 合の戦に御方勝軍
しけれど大久し忠守綱かもしたがひて敵の首級を
入れしが戦へは御方つかれうちまけて忠も次第にかゝり
こ逃せる伯耆守康昌こゝに二度まで返して大岩
の後にかくれて浜松の城に入り城門をとぢかためられ

敵追かけて来りける守将金子半平来将城中の門をとぢ
ていてうち出たれども敵をうちやぶる軍数して此所の
御貴も下原の地にかゝへ給ふ 須田寺田二郎 左衛門尉の地也 長沢の跡にハ
足軽の大将を討て御方は左衛門尉ありしを見て出られし
御使の組をかへしていまだ御方をまもらるべきよしを申
されて左衛門尉に地かりて敵の首をとりて御方にかけりし敵
七騎をうちはたし足軽大将首をとり掻つきおりて本多を
ぬきて又一人をとりて御前に参りける時大久保治右衛門忠
佐と二人組を取りし此日御方の人しれ軍中にし剛臆
と定めしそうらふ小田原の御陣の附営家足軽大将二十人

乃地一ヶ所なり 冥加にあひし時 武蔵国 松山の
地にて石川を得て（三千石〇此時は足軽二十人を預て 都合五十人を預りしと也） 九戸名俵
屋敷の作事奉行ひ奥の上段造作の時 足軽乃
五百人を預り進らる（此所南部の濃を務めて足軽五十人を預り御加増也） 冥加
乃御深き御道の名残しそのうち新発の地なる（進）
御預りにて（此時坂田郡より入の地 並列棒 禾の地） 又嘉藤の領二十捨の石高を元
ときに尾張名を 嘉長 嘉年 守綱 嫡子 嘉茂 兵衛
賜り地と加増ひ（二列加茂郡にて都合石高にて都合 式列同氏の石高りしのちくりんにて） 尾張一万の国にて石
（二万石と足軽を つまらうしてより進） 大坂の陣の戦にて得る

綱尾張殿の名残し 元和六年四月より 守綱七十九
歳にして尾張の家々 死去 丹後嘉隆は元隆が弟
此の男にて元隆は二男 右七郎忠隆 将軍家より
つかはれ 元隆は石川と内 武蔵の国比企郡の地を以て 忠
隆を譲りおそへ（三千石） 忠隆 元和九年七月さる上
早世にて世とさりし此 叶の石川の地を以て元隆と進
あたへられ 元隆家来 嘉隆 金弁 嘉隆は幼少 遠江
らんするとてらしくとき 渡にすまわられ 嘉隆十二歳
にて金兄忠隆が遺跡を継りて 将軍家御つかへ
寛永十九年十月 御書院番 何某

三年九月御鹿従四の書院番にかはれて叙爵し藏
人正三年七月御書院番頭にすゝみ萬治二年番
入御ゆるさる 御書院番頭を辞し 寛文元年十二月八日大坂の
城番となりて在番に候ひ 和泉の国にしてらの地 同じ 一万二千石と成る
八年六月廿九日卒す六十六歳 子 長綱 中務正綱家
とつく

藩翰譜四中終

国立公文書館
National Archives of Japan